

宮崎県高鍋町
一般廃棄物処理基本計画
【第5期】

令和8年3月

高 鍋 町

計画期間：令和8年度～令和12年度

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1. 計画策定の目的	
2. 計画の性格と位置付け	
3. 計画の期間	
4. 計画の構成	
5. 計画の基本方針	
第2章 高鍋町の地域特性	5
1. 一般地域特性	
(1) 位 置	
(2) 地 勢	
2. 人口動態	
(1) 人 口	
(2) 人口構成	
3. 産業の特性	
(1) 産業別就業者数	
(2) 農 業	
(3) 工 業	
(4) 商 業	
4. 土地利用	
第3章 廃棄物の定義及び処理責任	11
1. 廃棄物の定義	
2. 一般廃棄物の種類	
(1) 家庭系一般廃棄物	
(2) 事業系一般廃棄物	
3. 廃棄物の処理責任	
第4章 廃棄物処理の現状	15
1. 廃棄物処理・処分体制	
(1) 運営・管理体制	
(2) 廃棄物処理・処理施設	
(3) 家庭系一般廃棄物の排出方法及び収集運搬体制	
(4) 犬・猫等の死骸の収集・処理方法	
(5) 町が収集しない廃棄物の種類及び処理体制	
(6) 事業系一般廃棄物の処理体制	

- (7) 医療系廃棄物の適正処理について
- 2. 一般廃棄物排出量の現状
 - (1) 可燃ごみ
 - (2) 不燃ごみ
 - (3) 資源ごみ
 - (4) 粗大ごみ
 - (5) ごみ搬入量の推移（総括）
 - (6) ごみ排出量の市町村比較
 - (7) 資源化量及びリサイクル率の市町村比較
 - (8) ごみ排出量の達成度
- 3. 一般廃棄物（ごみ）管理運搬及び処理経費の現状
 - (1) 一般廃棄物（ごみ）処理・処理経費の決算状況
 - (2) ごみ処理の有料化について

第5章 ごみ処理の課題	36
1. ごみの排出抑制・減量化について	
2. 効率的な収集運搬体制の実施について	
3. 廃棄物の適正処理について	
4. 食品ロスの取り組みについて	
第6章 人口・ごみ排出量の将来予測	41
1. 人口の将来予測	
2. ごみ排出量の将来予測	
3. ごみ排出量の数値目標	
第7章 施策の展開	43
1. ごみの排出抑制対策・再生利用等の推進 <ul style="list-style-type: none">(1) 町民・事業者・行政の役割分担(2) 家庭系ごみの減量対策(3) 事業系ごみの減量対策(4) リサイクルや適正処理のための民間資源化施設の活用	
2. 効率的な収集運搬体制の実施 <ul style="list-style-type: none">(1) 収集の効率化	
3. 廃棄物の適正処理について <ul style="list-style-type: none">(1) 分別収集の徹底(2) 不法投棄対策(3) 野外焼却対策	

第8章 廃棄物処理基本計画	48
1. 廃棄物の適正処理計画	
(1) 運営・管理体制	
(2) 収集・運搬体制	
(3) 中間処理計画及び最終処分計画	
2. 災害廃棄物の適正処理計画	
第9章 生活排水処理基本計画	55
1. 生活排水処理の現状と課題	
(1) 高鍋町の生活排水処理体系	
(2) 高鍋町のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移	
(3) 生活排水処理の目標	
(4) 生活排水対策に向けた計画	
(5) 生活排水処理における課題	
(6) 浄化槽の適正管理	
2. 河川水質の現状	
3. 生活排水処理体系の整備計画	
4. 高鍋町の生活排水処理人口と処理率及び汚水処理人口と普及率	
(1) 浄化槽設置工事に伴う補助金制度及び下水道使用料	
(2) 生活排水処理の状況	
5. 処理区域内の人口の予測	
(1) 高鍋町公共下水道事業計画（汚水）	
6. 生活排水対策に向けた行動計画	
(1) 公共下水道の水洗化の向上	
(2) 合併処理浄化槽への転換の推進	

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の目的

経済の発展や産業構造の変化に伴う生産・消費の拡大やライフスタイルの多様化により、近年の廃棄物処理は、排出量の高水準での推移、廃棄物処理施設の確保、不法投棄の増大など様々な問題を抱えています。

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた従来の社会の在り方や個々の生活を見直し、物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会の実現を図ることが必要となっています。

本町では、平成5年度から資源ごみの分別収集を開始し、また、平成8年9月には管理型最終処分場を整備するなど、一般廃棄物の適正処理を念頭に置き廃棄物処理を行ってきました。現在、宮崎県ごみ処理広域化計画に基づき整備されたごみ処理施設「西都児湯クリーンセンター」及び「エコクリーンプラザみやざき」がそれぞれ稼動しており、ごみ処理施設におけるごみ処理体制が確立しています。しかしながら、ごみ処理に係る費用負担は大変大きく、町財政が年々逼迫化する中において、大変厳しい状況になっています。

このような中、ごみ処理は町民が毎日生活していく上で支障がないよう、迅速かつ適正に収集・運搬・処分することが必要であるとともに、ごみの排出抑制、減量化、資源化及び再生利用の推進を図ることは、これから的一般廃棄物処理事業の最重要課題となっています。

このようなことから、本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、今後継続的に廃棄物処理行政を推進するため、町民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

2. 計画の性格と位置づけ

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、循環型社会形成推進基本法、各種リサイクル関連法との整合性を図り、本計画を策定します。
- (2) 上位計画である高鍋町総合計画「第7次高鍋町総合計画基本構想・前期基本計画」との整合性を図ります。
- (3) 高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等と相互に補完しあいながら、今後、ごみの発生抑制、資源化の推進、廃棄物の適正な処理を推進します。

◎ごみ対策関連法の概要

①廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることについて定めた法律

②環境基本法

環境の保全についての基本理念及び基本施策を定めた法律

③循環型社会形成推進基本法

循環型社会の実現に向けた基本的枠組みを定めた法律

④容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

びん、缶、ペットボトル、紙パックなどの容器包装廃棄物のリサイクルについて定めた法律

⑤特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の家電4品目のリサイクルについて定めた法律

⑥使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するためにつ定めた法律

⑦食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

食品メーカー、スーパー・マーケット、ホテル・旅館、レストランなどから排出される食品廃棄物のリサイクルについて定めた法律

（年間の食品廃棄物等の発生量が100t以上の食品関連事業者が対象）

⑧建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

構造物の解体工事等に伴って排出されるコンクリート、アスファルト、廃木材の分別・リサイクルについて定めた法律

⑨使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

使用済み自動車のリサイクルについて定めた法律

⑩資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

3Rに配慮した製品設計、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などについて規定した法律

⑪国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

国や地方公共団体などが率先して再生品など環境負荷低減に資する物品等を購入することについて規定した法律

⑫ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB措置法）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分等について規定した法律

⑬特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特置法）

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を計画的かつ着実に推進するための基本方針等について規定した法律

3. 計画の期間

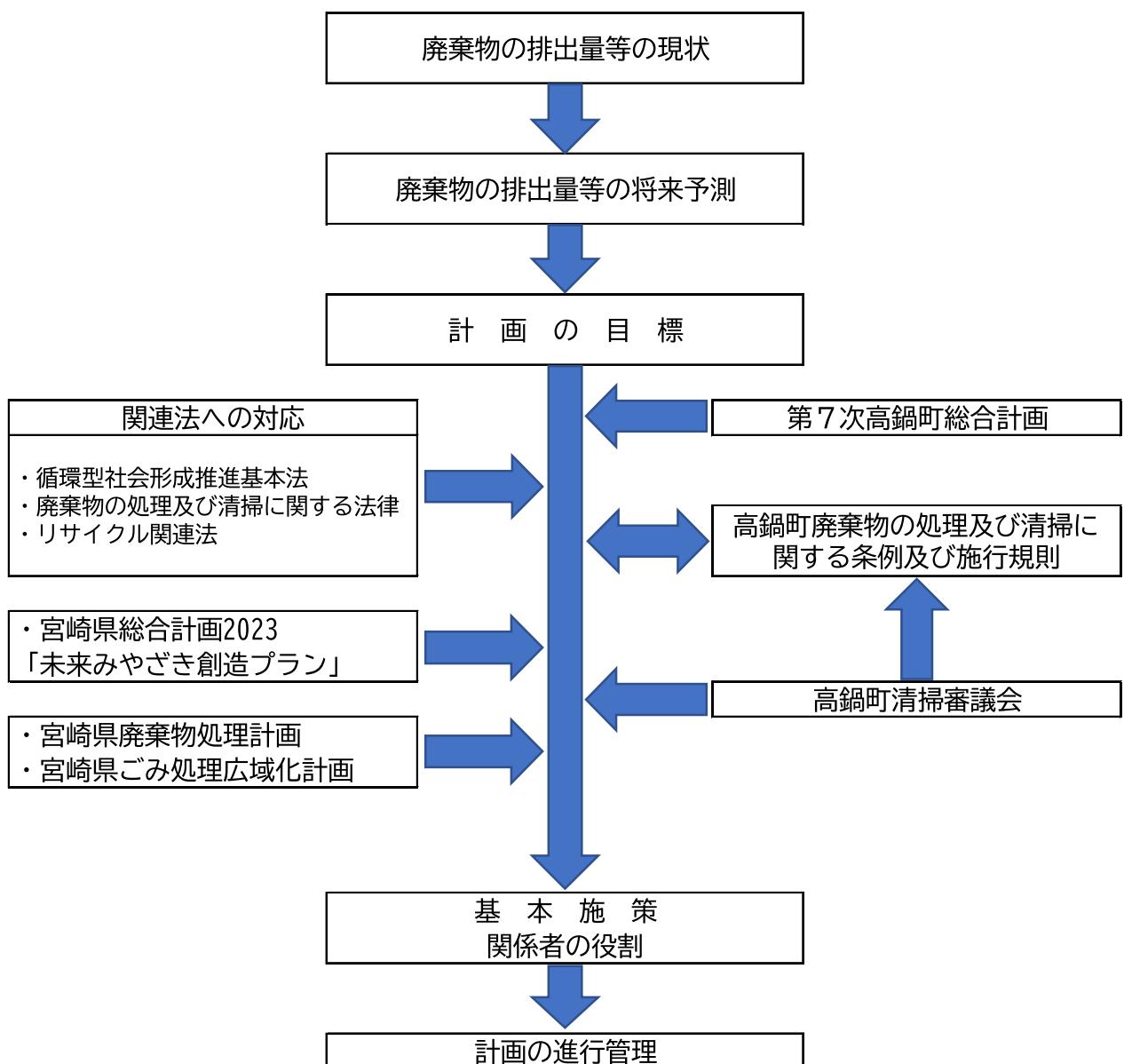
本計画の対象期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年度とします。

なお、廃棄物処理・処分等に關わる諸条件に大きな変動があった場合等は必要に応じて見直すものとします。

4. 計画の構成

本計画は、大きく「廃棄物の排出量等の現状」「廃棄物の将来予測」「廃棄物の減量化目標値」「基本施策」「生活排水処理」等から構成されています。

不法投棄対策を強化とともに、自治公民館等と協力して、町民の環境美化に対する機運醸成を図る取り組みを展開します。



5. 計画の基本方針

本計画の基本方針を以下のように定めます。

① 廃棄物の排出抑制、再生利用等の推進

環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築を図っていくためには、廃棄物の排出を抑制し、再生利用等を促進することが不可欠であり、町民、事業者、行政が一体となって、4R運動（リフューズ〔お断り〕、リデュース〔減量〕、リユース〔再使用〕、リサイクル〔再生利用・熱回収〕）に積極的に取り組んでいくこととします。

② 廃棄物の適正処理の推進

町民や事業者に対し、ごみの分別方法や廃棄物処理法等関連法令の周知徹底を図るとともに、監視指導体制の強化により、不法投棄や不適正処理の防止等に努めるなど、廃棄物の適正処理を推進します。

③ 廃棄物の処理体制の整備

西都児湯環境整備事務組合を中心としたごみ処理広域化を推進することにより、効率的な処理を推進します。

また、収集運搬の低コスト化、効率的な収集運搬体制を整備します。

④ きれいなまちづくりの推進

不法投棄対策を強化するとともに、自治公民館等と協力して、町民の環境美化に対する機運の醸成を図る取り組みを展開します。

⑤ 食品ロス削減の取組

日本では、年間約2,231トンの食品廃棄物が発生していますが、このうち472万トンが食品ロスと推計されています。（農林水産省・環境省「令和4年度統計」）

食品ロス472万トンのうち、236万トンは一般家庭からのものです。

本町では、家庭や事業者から出るごみの減量の一環として「食品ロス」削減を推進していきます。

第2章 高鍋町の地域特性

1. 一般地域特性

(1) 位 置

高鍋町は図2-1のとおり宮崎県東部沿岸のほぼ中央部（東経 $131^{\circ} 30'$ 、北緯 $32^{\circ} 07'$ ）に位置しており、東部は日向灘に面し、北部は川南町、西部は木城町、西都市、南部は新富町に接しています。



(2) 地 勢

①地 形

町東部は日向灘に面した海岸地帯であり、北・西・南の三方向から段丘状のほぼ平坦な高台地が中央部の高鍋平野を囲んでいます。

標高平均50mの高台地には農用地帯、小丸川の沖積によって形成された中央部の平地には水田地帯が形成され、小丸川下流の南方一帯が市街地となっています。

図2-1 高鍋町位置図（令和7年4月1日現在）

②水 系

一級河川小丸川が北から東へ、小丸川の支流である宮田川が西から東へと流下し、ともに日向灘に注いでいます。

③気 候

温暖多雨地帯であり、ほとんど降雪は見られません。平成29年から令和5年までの年平均気温は 17.4°C 、年降水量は2,809.3mmとなっています。（気象庁HP過去のデータより）

④その他

日向灘の海岸域はアカウミガメの産卵地であり、アカウミガメと共に県指定天然記念物となっています。

また、高鍋湿原には、希少な動植物が数多く生息しています。

2. 人口動態

(1) 人口

国勢調査に基づく人口及び世帯数の推移は表2-1、図2-2のとおりです。

人口は、昭和60年をピークに平成17年までは微減状態でしたが、令和7年には令和2年度比4%（820人）の減少となっています。世帯数は令和7年に8,775世帯となり令和2年より76世帯の増加となっています。これは、1人世帯が増加しているためと考えられます。

表2-1 人口及び世帯数

	人口(人)	世帯数(世帯)	世帯当たりの人員(人/世帯)
平成22年	21,736	8,655	2.51
平成27年	21,039	8,675	2.43
令和2年	19,922	8,699	2.29
令和7年	19,102	8,775	2.18

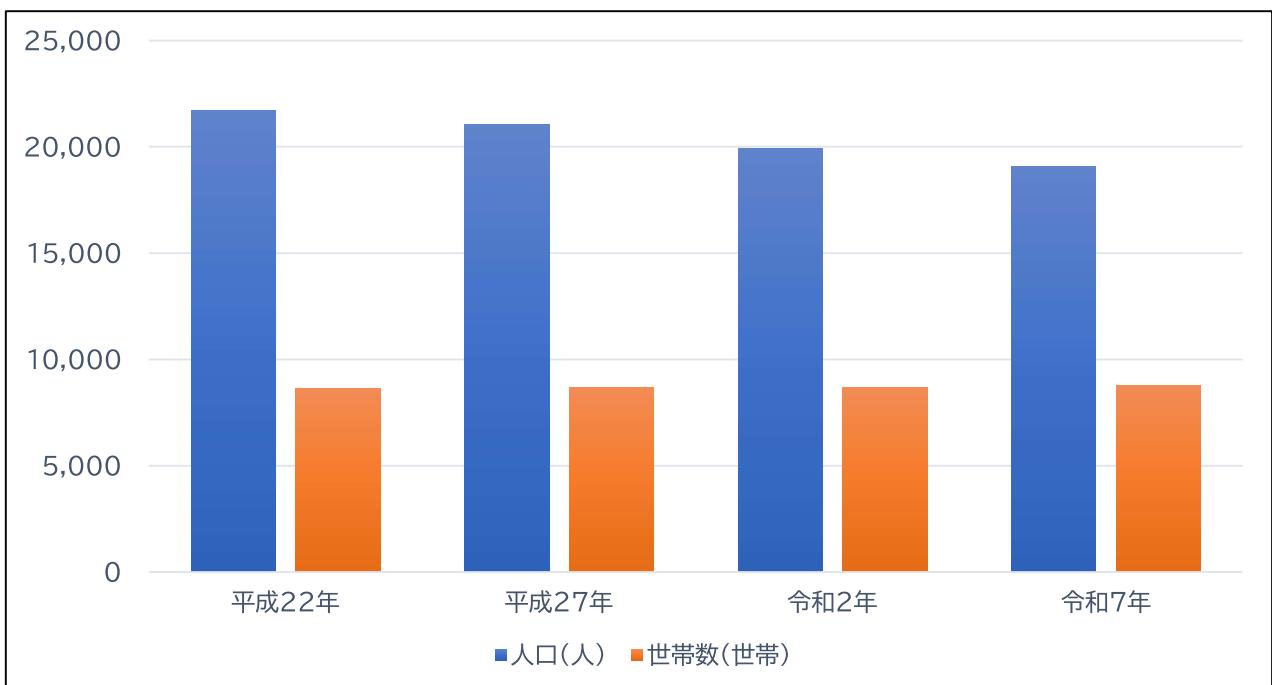


図2-2 人口及び世帯数の推移

(2) 人口構成

令和7年10月1日現在の本町の年齢別人口は表2-2、図2-3のとおりです。

男性9,118人、女性9,984人で、男女比は男性48.0%、女性52.0%と4%女性が多くなっています。

年々少子高齢化が進み、65歳以上人口は6,561人（34.3%）、14歳以下人口は2,222人（11.6%）となっています。

表2-2 年齢別人口【5歳階級】（令和7年10月1日現在）

	男(人)	女(人)	総数(人)	割合(%)
0～4(歳)	280	257	537	2.81
5～9(歳)	398	378	776	4.06
10～14(歳)	470	439	909	4.76
15～19(歳)	489	490	979	5.13
20～24(歳)	401	412	813	4.26
25～29(歳)	414	385	799	4.18
30～34(歳)	392	359	751	3.93
35～39(歳)	481	451	932	4.88
40～44(歳)	546	559	1,105	5.78
45～49(歳)	677	656	1,333	6.98
50～54(歳)	682	692	1,374	7.19
55～59(歳)	549	584	1,133	5.93
60～64(歳)	519	581	1,100	5.76
65～69(歳)	623	691	1,314	6.88
70～74(歳)	698	795	1,493	7.82
75～79(歳)	694	857	1,551	8.12
80～84(歳)	416	584	1,000	5.24
85～89(歳)	244	432	676	3.54
90～94(歳)	123	270	393	2.06
95～99(歳)	21	94	115	0.60
100～(歳)	1	18	19	0.10
合計	9,118	9,984	19,102	100.0

※割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計しても100%とならない。

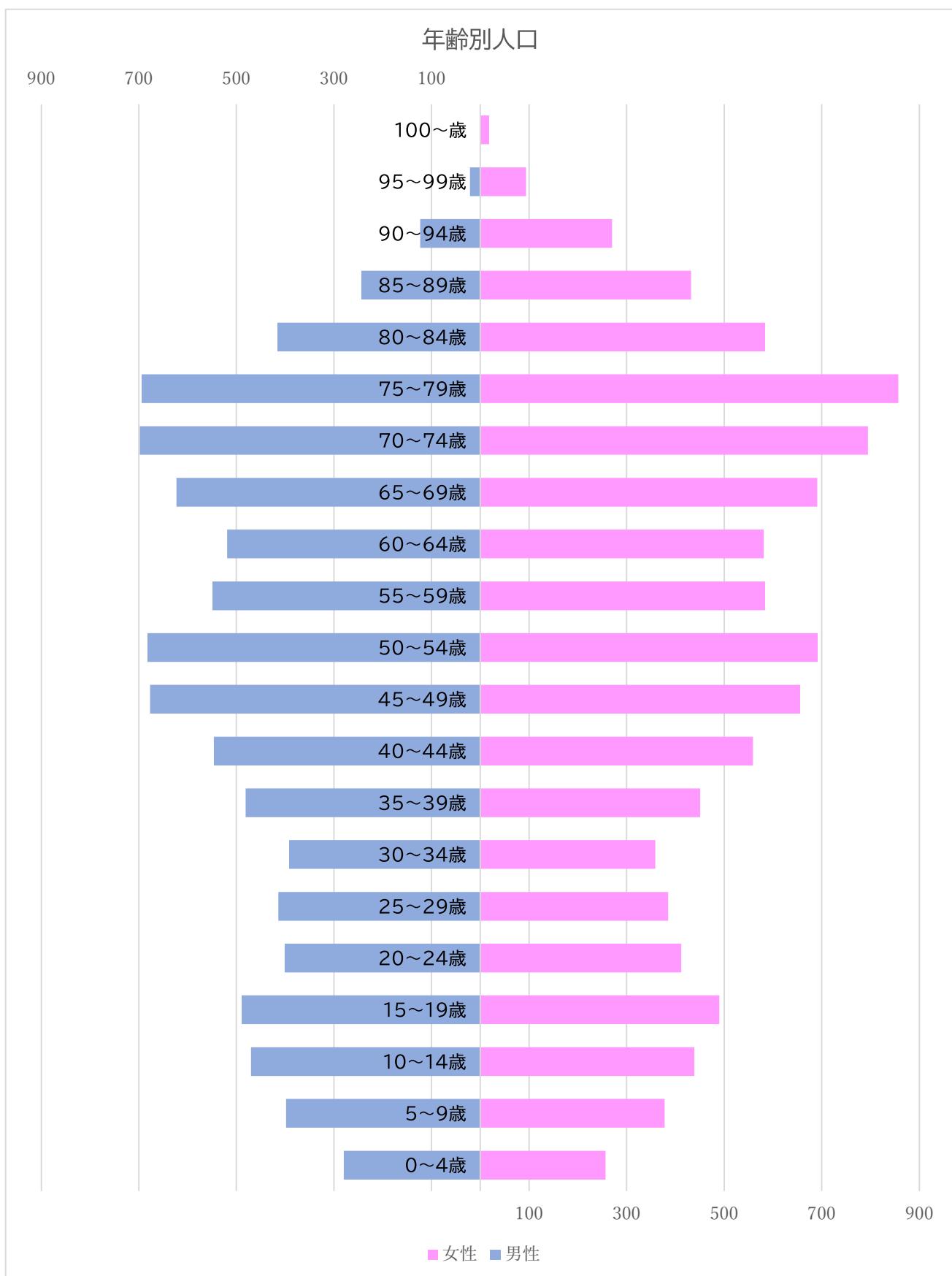


図2-3 年齢別人口【5歳階級】(令和7年10月1日現在)

3. 産業の特性

(1) 産業別就業者数

本町の産業別人口は、表2-3、図2-4のとおりです。

表2-3 産業別就業者数

年 次	項 目	区 分				
		第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	合計
平成 17年	人口(人)	1,303	2,182	7,055	17	10,557
	比率(%)	12.75	20.67	66.83	0.16	100.00
平成 22年	人口(人)	1,106	2,025	6,575	162	9,868
	比率(%)	11.21	20.52	66.63	1.64	100.00
平成 27年	人口(人)	1,205	2,042	6,935	0	10,182
	比率(%)	11.83	20.05	67.35	0.00	100.00
令和 2年	人口(人)	1,177	2,063	6,865	0	10,105
	比率(%)	11.65	20.42	67.94	0.00	100.00

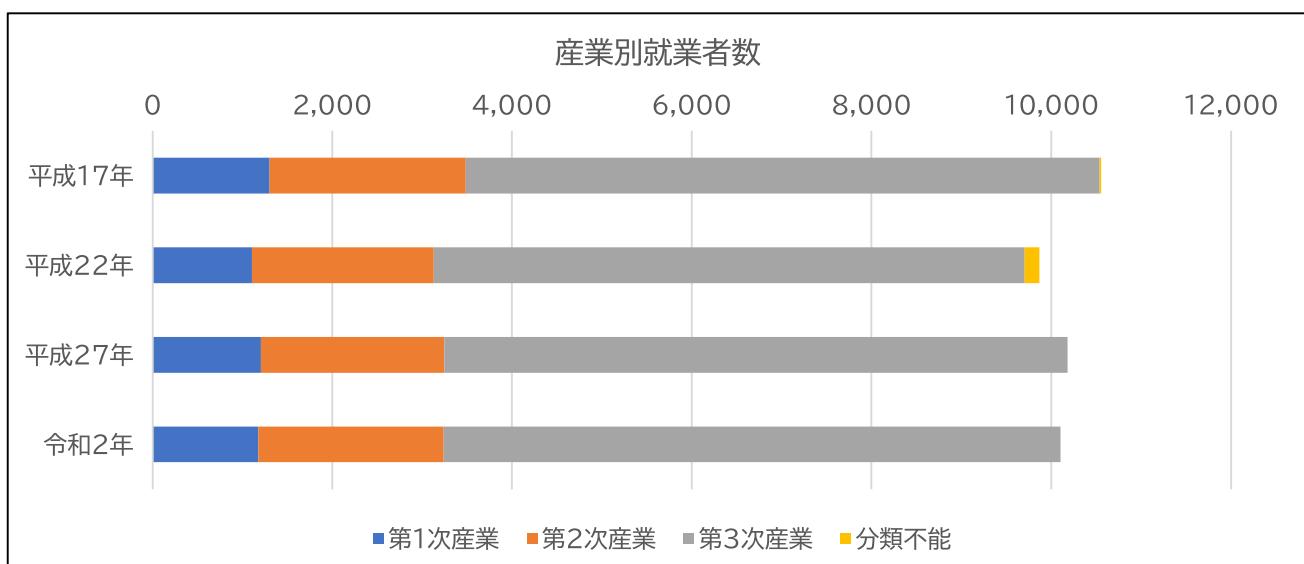


図2-4 産業別就業者数 (単位: 人)

(2) 農業

本町の農家数・農業就業者数は、表2-4のとおりです。

平成 22 年から令和 2 年までの 10 年間で、農家数は 186 戸 (32.3%)、農業就業者数 238 人 (29.1%) とともに減少しています。

表2-4 農家数・農業従事者数

年	総農家数(戸)	農業就業者数(人)
平成 22 年	575	818
平成 27 年	462	652
令和 2 年	389	580

資料：宮崎県統計年鑑（農業センサスより）

(3) 工業

本町の工業事業所数、従業者数、製造品出荷額等は表2-5のとおりです。
事業所数、従業者数とも経年に減少していましたが、令和元年度は新たに事業所ができることにより、従業員数も増えています。

表2-5 事業所数、従業者数、製造品出荷額等（従業員4人以上）

年	事業所数（箇所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
令和元年	15	1,496	6,265,924
令和2年	17	1,603	9,689,495
令和4年	18	1,603	10,618,115
令和5年	17	1,431	6,698,365

資料：宮崎統計年鑑（工業統計調査）

(4) 商業

本町の商店数、従業者数、年間商品販売額、売り場面積は表2-6のとおりです。

表2-6 商店数、従業者数、年間商品販売額、売り場面積

年	商店数（店）	従業者数（人）	年間商品販売額（万円）	売場面積（m ² ）
平成26年	273	1,562	3,996,391	43,282
平成28年	274	1,582	3,675,800	40,963
令和3年	244	1,438	3,591,700	35,654

資料：宮崎県統計年鑑（商業統計調査）

4. 土地利用

総面積は43.80 km²（東西9km、南北6km）と県内で最も狭い自治体です。

土地の利用状況は表2-7のとおりです。

表2-7 土地の利用状況

種別	田	畠	山林	宅地	雑種地 原野	その他	合計
面積 (千m ²)	5,587	10,512	7,287	6,067	2,384	11,963	43,800
構成比 (%)	12.76	24.00	16.64	13.85	5.44	27.31	100.00

資料：平成27年度固定資産税概要調書

第3章 廃棄物の定義及び処理責任

1. 廃棄物の定義

廃棄物は、その発生形態や性状の違いから、大きく「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分されます。(図3-1)

「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物であって20種類のものをいい、具体的には表3-1のとおりです。「一般廃棄物」とは、「産業廃棄物」以外のものをいいます。

さらに、「産業廃棄物」及び「一般廃棄物」のうち、揮発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するものを、それぞれ「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」として区分し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行なっています。

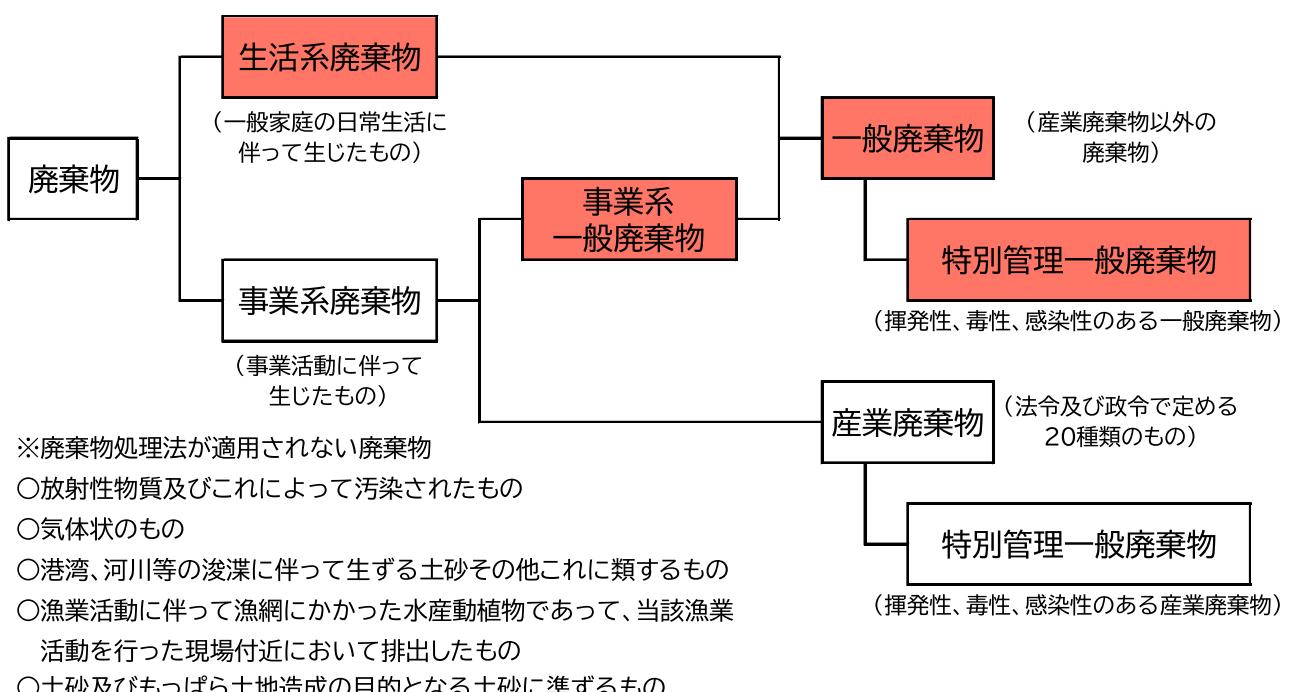


図3-1 廃棄物の分類

表3-1 産業廃棄物（参照：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条）

区分	種類	具体例
に伴 うる 業	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却灰の残灰、炉清掃残渣物、その他の焼却かす
	(2) 汚泥	排水処理後及び各種製造業の生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイドかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥 等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ 等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類※	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）、等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず※	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず※	空き缶、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず・切削くず 等
	(9) ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず※	ガラス類（空きびん、板ガラス）、耐火レンガくず、製品の製造過程等で生じるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず、石膏ボード 等
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かす 等
	(11) がれき類 ※	工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類するもの
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設・ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
に伴 うる 業	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具の製造業含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生じる木材片、おがくず、パーク類 等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの）、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず・羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性 残渣	食料品・医薬品・香料製造業から生じるあめかす・のりかす・醸造かす・発酵かす・魚及び獸のあらなど
	(17)	と畜場において処分した獸畜、食鳥処理場で処理した食鳥
	(18)	畜産農業から排出される牛・馬・めん羊・にわとりのふん尿
	(19)	畜産農業から排出される牛・馬・めん羊・にわとりの死体
(20) 上記(1)～(19)の産業廃棄物又は航行廃棄物及び携帯廃棄物を処分するために処理したもので、これらの廃棄物に該当しないもの（コンクリート固化物など）		

※印を「安定5品目」と総称しています。

2. 一般廃棄物の種類

(1) 家庭系一般廃棄物

家庭系一般廃棄物は、一般家庭より排出された一般廃棄物であって、次のとおり分類します。

- ① し尿及び浄化槽汚泥
- ② 犬・猫等の死骸
- ③ ①及び②を除く家庭系一般廃棄物

(2) 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物は、事業活動に伴って排出された一般廃棄物であって、次のとおり分類します。

- ① し尿及び浄化槽汚泥
- ② 犬・猫等の死骸
- ③ ①及び②を除く事業系一般廃棄物

3. 廃棄物の処理責任

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物の排出抑制及び適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、国民、事業者、国及び地方公共団体の責務について、次頁のとおり明確に規定をしています。

産業廃棄物の適正処理については「県」に指導・監督の責務があり、一般廃棄物に関しては「町」に処理責任が課せられています。また、同法11条第2項では、「市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物、その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。」と規定されています。これは、通称「併せ処理」と呼ばれており、市町村の判断により産業廃棄物の処理ができるようになっています。

廃棄物の処理及び清掃等に関する法律（抜粋）

（国民の責務）

第二条の四 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に關し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に關し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に關し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に關する事業の実施に當たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に關する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに關する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

第4章 廃棄物処理の現状

1. 廃棄物処理・処分体制

(1) 運営・管理体制

高鍋町の廃棄物処理に関する運営・管理体制は表4-1のとおりです。

また、西都児湯環境衛生事務組合、宮崎市及び高鍋・木城衛生組合の概要は表4-2のとおりです。

表4-1 運営・管理体制

		管 理	運 営
廃 物	収集・運搬	高 鍋 町	委 託
	中間処理	西都児湯クリーンセンター	直 営
		エコクリーンプラザみやざき	直 営
	最終処分	西都児湯クリーンセンター	直 営
		エコクリーンプラザみやざき	直 営
し 尿	収集・運搬	高 鍋 町	委 託
	処 理	高鍋・木城衛生センター	直 営
汚 泥	清掃・収集・運搬	許可：株式会社高鍋衛生公社	直 営
	処 理	高鍋・木城衛生センター	直 営

表4-2 組合の概要

名 称	設立目的	構成自治体
西都児湯環境整備事務組合	ごみ処理事業の効率化、計画的な広域処理の推進	西都市 児湯地区：高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、西米良村
宮崎市	ごみ処理事業の効率化、計画的な広域処理の推進	宮崎市 東諸県地区：国富町、綾町 西都市 児湯地区：高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、西米良村
高鍋・木城衛生組合	し尿処理場の設置及び管理事業に関する事務の共同処理	高鍋町、木城町

(2) 廃棄物処理・処分施設

西都児湯地域の施設整備は、西都児湯環境整備事務組合の焼却施設の老朽化、西都児湯管内市町村の最終処分場不足等深刻な問題を抱えていましたが、宮崎県ごみ処理広域化計画に基づき、平成17年4月に「西都児湯クリーンセンター」、同年11月「エコクリーンプラザみやざき」がそれぞれ稼働したことにより、西都・児湯地区及び宮崎・東諸県地区の広域化計画はほぼ完了しました。

西都児湯クリーンセンターには焼却施設がなく、可燃ごみは西都児湯クリーンセンターの廃棄物運搬中継施設を経由し、エコクリーンプラザみやざきの焼却溶融施設に運搬し、焼却灰はエコクリーンプラザみやざきの最終処分場に埋却処分しています。

西都児湯クリーンセンターの施設概要は、表4-3のとおり、エコクリーンプラザみやざき焼却施設の概要は、表4-4のとおりです。

表4-3 西都児湯クリーンセンターの概要

施設名称	西都児湯クリーンセンター再生の森
施設所管	西都児湯環境整備事務組合
設置場所	宮崎県西都市大字南方 6548番地1
敷地面積	337,637m ²

施設名	施設の目的	処理能力	備考
リサイクルプラザ			
処理施設	関係市町村から収集された不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみを集積し、資源物を回収する。 回収した資源物は、後述するストックハウスで一時貯留し、指定業者に引き取ってもらう。	45t/5h	
ストックハウス	上述したリサイクルプラザ（処理施設）で回収された資源物を一時貯留する。	-	
プラザ施設	リサイクル活動の拠点施設として、再生品（修理した家具・自転車など）の展示・販売や、普及啓発活動を行う。	-	
中継施設	関係市町村から収集された可燃ごみを集積し、大型の運搬車輌に積み替える。積み替えた可燃ごみは、宮崎市のエコクリーンプラザみやざきの焼却施設まで運搬する。	86t/5h	
一般廃棄物最終処分場			
埋立地	上記のリサイクルプラザ（処理施設）から発生する不燃物処理残渣を主体に埋め立て処分する。 本施設は、貯留構造物、遮水工、浸出水集排水施設、雨水集排水施設、モニタリング施設などで構成する。	約 89,000 m ³	
浸出水処理施設	埋立地から発生する浸出水を公共水域（鬼付女川上流部）に放流できる水質まで処理する。	110 m ³ /日	

	本施設は、浸出水の流量を調整する水槽と水処理プラント設備で構成する。		
場内道路	ごみの収集運搬車両、本センターの維持管理車両、本センター来訪車両等の通行に利用する。		
防災調整池	地形の改変に伴って発生が危惧される雨水起因の災害を抑制する。		
管理施設			
管理棟	本センター施設管理や安全管理等を統合的に実施するための施設。 棟内には、管理事務室、会議室、更衣室、洗面所などを設ける。		
トラックスケール	ごみの収集運搬車両の重量を計測し、搬入ごみ量を把握する。		
洗車設備	本センターで維持管理する車両（大型の可燃ごみ運搬車両など）を洗車する。なお、洗車排水は、上述した最終処分場の浸出水処理施設で処理する。		
雨水排水施設	本センターの敷地全体を対象とした雨水を排除する。		
駐車場	本センターの維持管理車両、来訪車両等の駐車に使用する。		
門扉・フェンス	本センターの敷地境界や維持管理区分を明らかにし、本センターに関係のない人が誤って立ち入ることを防止する。		

表4-4 エコクリーンプラザみやざき・焼却溶融施設概要

施設名称	エコクリーンプラザみやざき・焼却溶融施設
施設所管	宮崎市（以前は公益財団法人 宮崎県環境整備公社）
所在地	宮崎市大字大瀬町字倉谷 6176 番1
敷地面積	425,201 m ² （全敷地面積）
建築面積	10,624 m ²
延床面積	32,092 m ²
建築構造	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、地下2階、地上6階
処理能力	ごみ焼却炉：579 t／日（193 t／日×3基） 灰溶融炉： 70 t／日（ 35 t／日×2基）
焼却炉形式	全連続燃焼式ストーカー炉（三菱マルチ逆送式）
灰溶融炉形式	三菱黒鉛電極式プラズマアーク炉
発電設備	蒸気タービン発電機（最大発電量 11,200kW）
排ガス基準	ばいじん：0.01 g／m ³ N 以下、硫黄酸化物：50ppm 以下 窒素酸化物：100ppm 以下、塩化水素：80ppm 以下 一酸化炭素：30ppm 以下、ダイオキシン類：0.1ng-TEQ／m ³ N 以下

（3）家庭系一般廃棄物の排出方法及び収集運搬体制

家庭系一般廃棄物については、表4-5のとおり分別し、町が決める日と曜日（表4-6）を守って、決められた集積場所に排出することになっています。

適正に分別された家庭系一般廃棄物については、表4-7のとおり収集運搬され、西都児湯クリーンセンター及び直接再商品化事業者に搬入し処理しています。

家庭系一般廃棄物の処理フローは図4-1のとおりです。

表4-5 ごみの分別区分

番号	指定ごみ袋の種類	区分	ごみの種類
①	青色	燃やせるごみ	残飯、木くず、紙くず、繊維くず、タバコの吸殻、紙おむつ、ゴム類、皮革製品、プラスチック製容器包装類以外のプラスチック・ビニール製品 など
②	緑色	プラスチック製容器包装類	レジ袋、食品トレー、ポリ袋、カップ類、チューブ類、プラスチック製のふた、あみ類、ネット類、発泡スチロール、プラスチック製容器 など プラマーク表示物
③	黄色	空き缶・ビン	飲料用（ジュース、ビールなど）の缶容器、ビン類
		金属類	缶詰、菓子缶、油缶、なべ、フライパン、小型家電製品、スプレー缶、カセットボンベ缶、金属製のふた、かさ、刃物類 など金属製品
		ペットボトル	飲み物・しょうゆ・酒類のペットボトル PET マーク表示物
		衣類	衣類、タオル・シーツなどハンカチ大以上の布類
④	赤袋	燃やせないごみ	陶器類、ガラス類、化粧品、アルミホイル、蛍光管（短いもの） など
⑤	ひもで縛る	古紙類	新聞・チラシ
			雑誌・本類
			ダンボール
⑥	—	粗大ごみ	いす、机、たんす、自転車、ふとん、ベッド、じゅうたん、マットレス、ソファー、蛍光管（長いもの）、その他袋に入らないもの
⑦	—	乾電池	マンガン・アルカリ・リチウム乾電池（ニカド・ボタン型乾電池は収集不可）

※収集できないもの

テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、パソコン、ブロック、レンガ、タイル、タイヤ、自動車・バイク部品、バッテリー、耐火金庫、農業用廃プラスチック類の産業廃棄物、事業所からでるごみ など

表4-6 令和8年度 高鍋町一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬体制

【燃やせるごみ（青袋】 週2回収集

曜日	収 集 地 区 名						
月 木	蚊口西の一 上永谷	蚊口西の二 下永谷	蚊口上 雲雀山	蚊口中 水谷原	蚊口下 越ヶ溝	堀の内 毛作	堀の内団地 新山
	小丸	小丸上	小丸下	畠田	後小路	宮越	宮越上
	南宮越	道具小路西	道具小路東	道具小路南	中鶴	樋渡	下屋敷
	菖蒲池西	菖蒲池東	大池久保	御屋敷	萩原	市の山	小並
火 金	太平寺	脇	舞鶴団地	大工小路	宮田	筏	蓑江
	南町	十日町	六日町	東町	上町	中町	石原
	中央通	旭通	松原町	黒谷	松本	山下	西平原
	東平原	北平原	水除	正ヶ井手	小丸団地	小丸出口	上江団地
	馬場原	中川原	川田	羽根田	青木	老瀬	牛牧
	南牛牧	中尾	竹鳩	切原	兀の下	坂本	鬼ヶ久保
	俵橋	染ヶ岡	家床	持田	持田団地	正祐寺	鳴野

【古紙類】 月2回 隔週水曜日収集

燃やせるごみ（青袋）の収集日が 月・木の地区	第1・第3 水曜日
燃やせるごみ（青袋）の収集日が 火・金の地区	第2・第4 水曜日

【燃やせないごみ（赤色）、資源ごみ（黄袋）、プラスチック製容器包装類（緑袋）】 週1回収集

曜日	収集地区名						
月	南町	十日町	六日町	東町	上町	中町	石原
	中央通	旭通	松原町	黒谷	松本	山下	牛牧
	南宮崎	中尾	竹鳩	切原	兀の下	坂本	鬼ヶ久保
	俵橋	染ヶ岡	家床	持田	持田団地	正祐寺	鳴野
火	蚊口西の一	蚊口西の二	蚊口上	蚊口中	蚊口下	堀の内	堀の内団地
	上永谷	下永谷	菖蒲池西	菖蒲池東	大池久保	御屋敷	萩原
	道具小路西	道具小路東	道具小路南				
木	太平寺	脇	舞鶴団地	大工小路	宮田	筏	蓑江
	小丸出口	上江団地	馬場原	中川原	川田	羽根田	青木
	老瀬	西平原	北平原	東平原	水除	正ヶ井手	小丸団地
金	雲雀山	水谷原	越ヶ溝	毛作	新山	小丸	小丸上
	小丸下	畠田	後小路	宮越	宮越上	南宮越	中鶴
	樋渡	下屋敷	市の山	小並			

【粗大ごみ】 月2回 第2・第4土曜日（直接搬入）

場所：西都児湯資源リサイクルセンター（新山）

搬入時間：8時30分から16時30分（12時から13時は除く）

※ごみは、午前8時までに集積所に出してください。

※収集日が祝日のときは、次の収集日での収集になります。

表4-7 令和7年度高鍋町一般廃棄物（家庭ごみ）収集・運搬体制

区分 項目	燃やせる ごみ	古紙類	プラスチ ック製容 器包装類	資源ごみ	燃やせな いごみ	粗大ごみ	乾電池	し尿
対象地域	町内全域							
対象人口	18,819人（令和7年10月1日現在）							
収集形態	委託					直営	委託	
委託業者	(株)高鍋衛生公社					(株)井上商店	(株)高鍋衛生公社	
収集方式	集積所収集（ステーション方式） 939箇所 (令和6年4月現在)					拠点回収 西都児湯資源リサイクルセンター	各戸 各公民館役場	各戸 1回/月 1回/隔月
収集回数	2回/週	2回/月	1回/週			2回/月	随時	随時
排出容器	青袋	ひもで縛る	緑袋	黄袋	赤袋	指定なし		
手数料	町指定ごみ袋 (大314円/10枚、小189円/10枚、極小157円/10枚)					重量制		75円/ℓ (別途消費税)
収集車 車種 台数	塵芥車：5台（3.5t車×4台、3.0t車×1台） トラック：2台（3.0t車×1台、1.2t車×1台） ダンプ：1台（3.0t車×1台）					個人搬入 (収集なし)	軽トラック1台	パキューム車
収集人員	10人					-	10人	

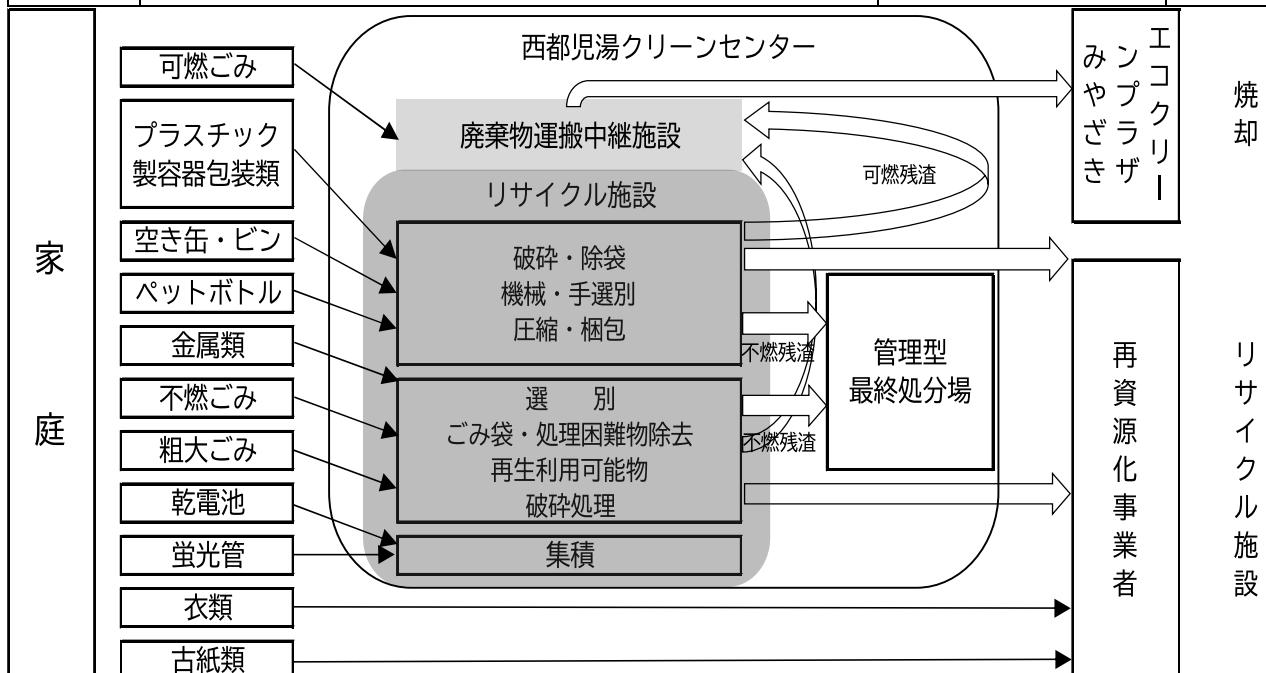


図4-1 家庭系一般廃棄物処理フロー

(4) 犬・猫等の死骸の収集・処理方法

事故等で道路等に放置された犬・猫等の死骸については、その所在地の占有者又は管理者が自らの責任で収集を行うこととします。

収集された死骸は、町から西都児湯クリーンセンターを経由し、エコクリーンプラザみやざきにおいて一般廃棄物として焼却処分を行います。

なお、上記方法を望まない方に対しては、民間のペット葬儀場を紹介することとします。

(5) 町が収集しない廃棄物の種類及び処理体制

町が収集しない廃棄物の種類及び処理体制は、表4-8のとおりです。

表4-8 町が収集しない廃棄物の種類及び処理体制

番号	種類	具体例	処理方法
1	産業廃棄物	表3-1 (P12) のとおり	事業者が産業廃棄物収集運搬・中間処理・最終処分業者に直接依頼し処分
2	容積、重量が著しく大きいもの	バイク、農機具、電気温水器、大型金属塊 など	販売店、製造元に引渡し適正処分
3	危険性のあるもの	ガスボンベ、消火器、バッテリー など	専門店に引渡し適正処分
4	有害性のあるもの	農薬、毒物、劇物、塗料等溶剤、感染性を有するものなど	販売店、製造元に引渡し適正処分
5	特定家庭用機器	テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機	販売店、製造元に引渡し、家電リサイクル法に基づき適正処分
6	自主回収対象パソコン	パソコン	販売店、製造元に引渡し適正処分
7	一時多量ごみ	引越しや家等の片付けにより発生した一時多量ごみ	排出者自体で、町が許可している収集運搬業者と契約して適正処分
8	事業系一般廃棄物	事業活動に伴って発生した一般廃棄物	事業者が、町の一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼し、西都児湯クリーンセンター及び再商品化事業者において適正処分。

(6) 事業系一般廃棄物の処理体制

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定しています。

本町では、事業系一般廃棄物の収集を行わず、事業所自らが処理することとし、自ら処

理することが困難な場合においては、町が許可する一般廃棄物収集運搬業者（表4-9）に収集運搬を委託し、西都児湯クリーンセンター又は直接再商品化事業者において適正処理するよう指導しています。

令和7年11月現在、本町の許可を有する一般廃棄物収集運搬業者は15業者でうち10業者が事業系一般廃棄物の収集運搬を行えることになっています。残り5業者は、自社の業務により発生する廃棄物（剪定くず、草）の収集運搬のための許可となっています。

一般廃棄物収集運搬許可業者が、西都児湯クリーンセンターにごみ搬入する際は、西都児湯クリーンセンターの設置及び管理に関する条例第13条の規定により、搬入ごみ量10kg当り60円（消費税別途加算）のごみ処理手数料を徴収しています。

表4-9 高鍋町一般廃棄物収集・運搬業許可業者（令和7年11月現在）

許可番号	許可業者名	本社所在地	事業区分	許可日	許可期限
1	(株)高鍋衛生公社	高鍋町	可燃ごみ、不燃ごみ、プラス容器包装、缶、びん、ペットボトル、金属類、粗大ごみ、古紙類、衣類、浄化槽汚泥	R6.1.1	R7.12.31
3	フジクリーン(有)	西都市	可燃ごみ、不燃ごみ、プラス容器包装、缶、びん、ペットボトル、金属類、粗大ごみ、古紙類、衣類	R6.4.1	R8.3.31
4	(有)立花産業	高鍋町	可燃ごみ、不燃ごみ、プラス容器包装、缶、びん、ペットボトル、金属類、粗大ごみ、古紙類、衣類	R6.4.1	R8.3.31
5	(有)かわの	川南町	可燃ごみ、不燃ごみ、プラス容器包装、缶、びん、ペットボトル、金属類、粗大ごみ、古紙類、衣類	R6.4.6	R8.4.5
7	(株)山崎紙源センター	宮崎市	可燃ごみ、不燃ごみ、プラス容器包装、空き缶、びん、ペットボトル、金属類、粗大ごみ、古紙類、衣類	R6.4.1	R8.3.31
9	（貸）岩切環境	宮崎市	可燃ごみ、不燃ごみ、プラス容器包装、ペットボトル、金属類、古紙類、衣類	R6.4.1	R8.3.31
10	(株)井上商店	高鍋町	可燃ごみ、不燃ごみ、プラス容器包装、缶、びん、ペットボトル、金属類、粗大ごみ、古紙類、衣類	R6.6.1	R8.5.31
13	(株)藤井建設	西都市	可燃ごみ（木、竹、草）	R6.8.16	R8.8.15
14	(株)真栄	西都市	可燃ごみ、不燃ごみ、プラス容器包装、缶、びん、ペットボトル、金属類、粗大ごみ、古紙類、衣類	R7.4.1	R9.3.31
19	(有)クリーンクリエイト	新富町	可燃ごみ、不燃ごみ、金属類、粗大ごみ	R6.6.19	R8.6.18
15	高鍋町シルバー人材センター	高鍋町	可燃ごみ（剪定くず、草）	R7.6.1	R9.5.31
16	(有)エル・ワイ・ケイ	高鍋町	可燃ごみ（剪定くず、草）	R6.3.10	R8.3.9

31	(株) 藤井重機	新富町	可燃ごみ（木、竹、草）	R6.8.16	R8.8.15
33	野津手 靖久	高鍋町	可燃ごみ（剪定くず、草）	R7.7.10	R9.7.9
38	櫻井造園	高鍋町	可燃ごみ（剪定くず、草）	R7.2.7	R9.2.6

（7）医療系廃棄物の適正処理について

医療機関等（＊）の医療行為等に伴って排出される廃棄物は、医療廃棄物として適正に処理することとなっております。その中でも、感染性を有する恐れのある感染性廃棄物は、特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物として、厳重な管理のもと適正に処理を行なうことが廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されています。

しかしながら、使用済注射針等の感染性廃棄物を含む医療系廃棄物が西都児湯クリーンセンターに搬入される不適正処理事例が複数回確認されています。

今後も高鍋保健所と連携しながら、各医療機関に対する指導の徹底を図っていきます。

注）＊病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、獣医療法第2条第2項に規定する診療施設（動物の診療施設）、試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る）

表4-10 医療関係機関等から発生する主な廃棄物（特別管理廃棄物に該当するものも含む）

種類	具体例
産業廃棄物	燃え殻 焼却灰
	汚泥 血液（凝固したものに限る。）、検査室・実験室などの排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
	廃油 アルコール・キシロール・クロロホルムなどの有機溶剤、灯油・ガソリンなどの燃料油、入院患者の給食に使った食用油、冷凍機やポンプなどの潤滑油、その他の油
	廃酸 レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性廃液
	廃アルカリ レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液（凝固していない状態のもの）、その他のアルカリ性廃液
	廃プラスチック類 合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニールチューブ、その他合成樹脂製のもの
	ゴムくず 天然ゴムの器具類、ディスポーザブルの手袋等
	金属くず 金属製の機械器具、注射針、金属製ベット、その他の金属性のもの
	ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず アンプル、ガラス製の器具、びん、その他ガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
	ばいじん 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設・ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
一般廃棄物	紙くず類、厨芥、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類）、木くず、皮革類、実験動物の死 これらの一般廃棄物を焼却した燃え殻など

表4-11 医療関係機関等から発生する感染性廃棄物の種類と具体例

【感染性廃棄物の種類】		
1. 血液等		
2. 手術に伴って発生する病理廃棄物		
3. 血液等が付着した鋭利なもの		
4. 病原微生物に関連する試験・検査等に用いられたもの		
5. その他血液が付着したもの		
6. 汚染物質若しくはこれらが付着した又はそれらの恐れのあるもので1～5に該当しないもの		
【具体例】		
種類	感染性一般廃棄物	感染性産業廃棄物
1		血液、血清、血漿、体液（精液含む） 血液製剤
2	臓器、組織	
3		注射針、メス、試験管、シャーワーク、ガラスくず等
4	試験、検査等に使用した培地、実験動物の死骸等	実験、検査等に使用した試験管、シャーレ等
5	血液等が付着した紙くず、繊維くず（脱脂綿、ガーゼ、包帯等）等	血液が付着した実験・手術用の手袋等
6	汚染物が付着した紙くず、繊維くず	汚染物が付着した廃プラスチック等

2. 一般廃棄物排出量の現状

(1) 可燃ごみ

①可燃ごみの排出量の推移

可燃ごみの処理については、平成17年度からエコクリーンプラザみやざき（宮崎市大瀬町）の焼却処理施設において焼却処理を行っています。

本町の可燃ごみの排出量については、表4-12のとおりで、令和6年度は平成30年度と比較して約994tの減少となっています。

表4-12 可燃ごみ排出量の推移（単位:t）

年度	町収集	直接搬入	合計	対前年度比(%)
平成30年	3,493.22	1,634.94	5,128.16	
令和元年	3,480.09	1,512.13	4,992.22	△135.94
令和2年	3,440.75	1,256.40	4,697.15	△295.07
令和3年	3,376.69	1,111.98	4,488.67	△208.48
令和4年	3,369.38	1,164.89	4,534.27	45.60
令和5年	3,153.27	1,172.44	4,325.71	△208.56
令和6年	3,020.61	1,113.16	4,133.77	△191.94

②可燃ごみ排出量の分析

西都児湯管内市町村の可燃ごみ排出量は表4-13 のとおりで、高鍋町の排出量は平成 30 年度以降減少傾向にあります。管内市町村の中では西都市に次いで多くの可燃ごみを排出しています。

可燃ごみ減少の取り組みとして、西都児湯クリーンセンターでの事業系一廃棄物の展開検の開始や、ごみの減量化・資源化を促す環境広報や出前講座等を積極的に行ってきました。

その結果として、令和6年度は前年度と比べ約 192 トンの可燃ごみの減量が図られました。

しかしながら、生ごみの自家処理量の差や生鮮食料品を扱う小売店等が多いこともあり、人口に対しての可燃ごみの量（表4-15）は管内全体と比べても 1 人 1 日当たりのごみ排出量は突出して多くなっています。

表4-13 市町村別可燃ごみ排出量（単位：t）

年度 市町村名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	対前年度比 (%)
高鍋町	5,128.16	4,992.22	4,697.15	4,488.67	4,534.27	4,325.71	4,133.77	95.56
西都市	5,763.45	5,736.54	5,576.42	5,399.50	5,373.76	5,137.71	5,105.23	99.37
新富町	4,349.38	4,135.82	4,107.05	3,898.01	3,679.34	3,486.89	3,422.64	98.16
西米良村	180.60	181.21	179.19	165.50	177.36	171.06	155.53	90.92
木城町	1,002.56	1,024.34	989.00	959.70	934.37	890.29	870.32	97.76
川南町	3,066.43	3,089.82	3,042.85	2,874.20	2,938.38	2,911.40	2,820.72	96.89
都農町	1,773.17	1,820.73	1,845.94	1,752.31	1,818.30	1,793.91	1,773.73	98.88
合 計	21,263.75	20,980.68	20,437.60	19,537.89	19,455.78	18,716.97	18,281.94	97.68

資料：西都児湯環境整備事務組合年報

表4-14 管内市町村別人口推移（単位：人）

年度 市町村名	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
高鍋町	20,713	19,711	19,500	19,242	19,019	18,819
西都市	28,719	28,113	27,830	27,438	27,087	26,740
新富町	16,475	16,465	16,301	16,117	15,880	15,709
西米良村	988	985	968	922	890	880
木城町	4,896	4,809	4,729	4,642	4,518	4,458
川南町	15,220	15,002	14,759	14,631	14,288	14,012
都農町	9,996	9,740	9,697	9,577	9,467	9,297
合計	96,397	64,825	93,784	92,569	91,149	89,915

表4-15 高鍋町1人1日あたりの可燃ごみ排出量

年度	人口 10月1日現在 (人)	町収集分（家庭ごみ）		町収集分（家庭ごみ）		町収集分（家庭ごみ）		
		総量 (t)	1人1日あたり 排出量 (g/人・日)	総量 (t)	1人1日あたり 排出量 (g/人・日)	総量 (t)	1人1日あたり 排出量 (g/人・日)	
高 鍋 町	令和元	20,183	3,480	472.40	1,512	205.26	4,992	677.67
	令和2	20,103	3,441	468.92	1,256	171.23	4,697	640.15
	令和3	19,711	3,377	469.34	1,112	154.56	4,489	623.90
	令和4	19,500	3,369	473.39	1,165	163.67	4,534	637.06
	令和5	19,242	3,153	448.97	1,172	166.94	4,326	615.91
	令和6	19,019	3,021	435.13	1,113	160.35	4,134	595.48
	令和7 (上半期)	18,819	1,553	451.00	626	181.90	2,180	632.90
	平均	19,626	3,307	461	1,222	170	4,529	632
西 都 児 湯 管 内 全 体	令和元	97,416	14,751	414.85	6,230	175.21	20,981	590.06
	令和2	96,397	14,684	417.34	5,753	163.52	20,438	580.86
	令和3	94,825	14,366	415.08	5,172	149.42	19,538	564.50
	令和4	93,784	14,200	414.83	5,256	153.53	19,456	568.36
	令和5	92,569	13,492	399.30	5,225	154.66	18,717	553.96
	令和6	91,558	13,052	390.56	5,230	156.49	18,282	547.06
	令和7 (上半期)	89,915	6,608	401.61	2,716	165.06	9,324	566.68
	平均	94,425	14,091	408.66	5,478	158.80	19,568	567.47

(2) 不燃ごみ

①不燃ごみ排出量の推移

本町の不燃ごみ排出量については、表4-16 のとおりです。

不燃ごみ排出量は、令和2年度以降は減少傾向にあります。

表4-16 管内市町村別不燃ごみ排出量（単位：t）

年度 市町村名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度比 (%)
高鍋町	65.37	67.39	69.95	63.71	60.39	54.83	51.65	94.20
西都市	87.42	92.55	95.42	91.37	84.8	73.82	70.57	95.60
新富町	63.19	63.13	73.44	63.98	79.42	66.98	61.63	92.01
西米良村	2.81	3.5	4.42	3.36	4.63	4.11	3.56	86.62
木城町	15.68	18.26	20.05	18.73	14.15	12.58	16.51	131.24
川南町	52.89	55.31	60.62	59.35	55.96	55.01	52.88	96.13
都農町	38.98	44.84	49.58	44.62	41.96	39.69	42.16	106.22
合計	326.34	344.98	373.48	345.12	341.31	307.02	298.96	97.37

資料：西都児湯環境整備事務組合年報

②不燃ごみ排出量の分析

本町の1人1日当たりの不燃ごみ排出量は表4-17のとおりです。

不燃ごみとして排出されるごみ量は減少傾向にあります。

表4-17 高鍋町1人1日当たりの不燃ごみ排出量

年度	人口 10月1日現在 (人)	町収集分（家庭ごみ）		直接搬入分		合 計	
		総量 (t)	1人1日あたり 排出量 (g/人・日)	総量 (t)	1人1日あたり 排出量 (g/人・日)	総量 (t)	1人1日あたり 排出量 (g/人・日)
令和元年度	20,183	63.13	8.57	4.26	0.58	67.39	9.15
令和2年度	20,103	65.12	8.87	4.43	0.60	69.55	9.48
令和3年度	19,711	59.94	8.33	3.77	0.52	63.71	8.86
令和4年度	19,500	55.69	7.82	4.70	0.66	60.39	8.48
令和5年度	19,242	51.43	7.32	3.40	0.48	54.83	7.81
令和6年度	19,019	48.81	7.03	2.84	0.41	51.65	7.44
令和7年度 (上半期)	18,819	22.68	6.59	2.71	0.79	25.39	7.37
平均	19,626	57.35	7.99	3.90	0.54	61.25	8.54

（3）資源ごみ

①資源ごみ排出量の推移

平成17年度以降、資源ごみとしてプラスチック製容器包装類、缶・びん、金属類、ペットボトル、衣類、古紙類に分別して収集しており、令和6年度までの分別種類ごとの排出量は、表4-18のとおりです。

高鍋町の資源ごみの排出量は減少傾向にあります。

表4-18 分別種類ごとの排出量（単位：t）

項目\年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度比 (%)
プラスチック製容器包装類	121.60	119.65	121.74	119.54	117.74	115.72	98.28
缶・びん	143.84	138.83	131.11	128.79	122.82	119.20	97.05
金属類	87.07	94.60	87.68	89.97	91.03	77.93	85.61
ペットボトル	59.89	61.83	65.54	66.81	65.06	64.68	99.42
衣類	75.44	77.41	76.14	68.27	66.83	63.98	95.74
古紙類	198.38	183.64	173.41	168.54	148.15	127.41	86.00
合計	686.22	675.96	655.62	641.92	611.63	568.92	93.02

②資源ごみの排出量の分析

資源ごみの排出量については、有価物となる空き缶や金属類、古紙類の取引価格に影響される傾向が見られ、取引価格が高い年度は排出されるごみ量が減少し、取引価格が低いときは排出されるごみ量が増加する傾向にあり、各種団体の活動の一環として直接、再商品化事業者と契約し、収集処理されていることが考えられます。

③資源ごみの資源化の推移

高鍋町で収集された資源ごみ等が、資源物として排出される量については、表4-19のとおりです。

資源化される資源ごみも全体的に減少傾向にあります。

表4-19 空き缶・びん、金属類資源化量の推移（単位：t）

高鍋町		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (上半期)
プラスチック製容器包装類		89,007	95,111	92,053	94,297	94,131	44,647
缶・びん	アルミ缶	23,242	20,581	19,738	18,400	17,990	8,613
	スチール缶	5,520	4,926	4,529	4,343	3,613	1,620
	無色びん	28,378	30,808	29,016	26,198	27,106	12,690
	茶色びん	41,407	38,151	40,852	38,428	38,581	17,326
	その他びん	29,222	31,438	29,227	29,144	27,423	12,960
	計	127,769	125,904	123,362	116,513	114,713	53,209
金属類	鉄くず	67,416	60,668	64,642	64,982	56,542	25,441
	アルミくず	5,493	4,630	5,667	5,600	4,626	1,970
	計	72,909	65,298	70,309	70,582	61,168	27,411
ペットボトル		52,237	52,326	59,961	55,262	55,036	30,551
衣類		77,410	76,140	68,270	66,830	63,980	29,790
古紙類	新聞・チラシ	58,260	55,280	50,800	43,930	37,660	15,880
	ダンボール	41,200	41,960	75,300	39,110	37,130	15,190
	牛乳パック	140	120	120	140	110	40
	その他の紙	84,180	76,170	42,320	64,970	52,510	23,770
	計	183,780	173,530	168,540	148,150	127,410	54,880

（4）粗大ごみ

①粗大ごみ排出量の推移

粗大ごみは、月2回（毎月第2、第4土曜日）新山地区の「西都児湯資源リサイクルセンター」にて直接受入れを行っています。

表4-20 粗大ごみの排出量

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数 (搬入台数)	2,615	3,089	2,937	2,914	2,939	2,919
ごみ量 (t)	133.32	140.69	152.13	150.13	150.54	146.50
1件当たりの量 (kg)	50.98	45.55	51.80	51.52	51.22	50.19
月平均件数	218	257	245	243	245	243

②粗大ごみの排出量の分析

粗大ごみは、町指定ごみ袋に入らない大きさのごみとしており、ふとん類や剪定された木枝等の可燃性粗大ごみの持ち込みが多くなっています。(表4-21)

背景として、廃棄物の野外焼却の禁止により、木枝等の焼却処分ができない状況の中での粗大ごみとしての排出が増加していると考えられます。

令和2年度の粗大ごみ量が多いのは、コロナ感染症の蔓延により家等の片付けごみが大量に持ち込まれたことや空家の整理、引越等による片付けごみの増加が要因と考えられます。

表4-21 種類別粗大ごみ排出量（単位：kg）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
金属類	12,550	15,370	19,760	23,230	19,040	17,620
ソファー類	10,260	13,060	12,910	12,300	12,560	11,500
ふとん類	37,600	43,980	44,060	45,790	46,200	42,970
木くず類	57,390	69,950	65,470	62,040	62,690	65,030
プラスチック類	9,580	11,120	10,380	9,460	9,750	10,190
自転車タイヤ	0	0	0	0	0	0
蛍光灯	200	260	290	310	300	300
計	127,580	153,740	152,870	153,130	150,540	147,610

(5) ごみ搬入量の推移（総括）

本町のごみ搬入量の現状については、表4-22 のとおりです。

平成30年度までのごみ排入量は増加傾向にありましたが、令和元年度以降減少してきています。

このことは、住民の方々がごみ減量化に協力して下さっている事やごみ減量化、資源化を促す環境広報等の発行を継続して取り組んできた成果と思われます。

表4-22 ごみ搬入量の現状（単位：t）

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口（人）		20,183	20,103	19,711	19,500	19,242	19,019
ごみ排出量 (t)	可燃ごみ	4,992.22	4,697.15	4,488.67	4,534.27	4,325.71	4,133.77
	不燃ごみ	67.39	69.55	63.71	60.39	54.83	51.65
	プラスチック製容器包装類	121.60	119.65	121.74	119.54	117.74	115.72
	空き缶・びん	143.84	138.83	131.11	128.79	122.82	119.20
	金属類	87.07	94.60	87.68	89.97	91.03	77.93
	ペットボトル	59.89	61.83	65.54	66.81	65.06	64.68
	衣類	75.44	77.41	76.14	68.27	66.83	63.98
	古紙類	198.38	183.64	173.41	168.54	148.15	127.41
	粗大ごみ	133.32	161.52	150.75	146.83	148.40	146.50
	有害ごみ	蛍光管	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	乾電池	5.07	4.59	4.57	9.06	3.63	5.13
合 計		5,884.22	5,608.77	5,363.32	5,392.47	5,144.20	4,905.97
一人当たりの ごみ量	1年(kg)	291.54	279.00	272.10	276.54	267.34	257.95
	1日(g)	798.75	764.39	745.47	757.64	732.44	706.72

(6) ごみ排出量の市町村比較

西都児湯管内市町村の年間ごみ排出量及び一人当たりの年間ごみ排出量並びに市町村比較は、表4-23 のとおりです。

高鍋町のごみ量は、西都市に次いで2番目に多い排出量となっています。

また、一人当たりの年間ごみ量は、管内で1番多い排出量となっています。

今後、一人当たりのごみ量を減量化するための方策等の検討をしていく必要があります。

表4-23 ごみ排出量市町村比較（単位：t）

		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
		総ごみ量	生活系ごみ	総ごみ量	生活系ごみ	総ごみ量	生活系ごみ	総ごみ量	生活系ごみ	
ご み 排 出 量 (t)	高鍋町	5,363.32	4,327.87	5,392.47	4,198.74	5,144.20	3,943.89	4,905.97	3,770.94	
	西都市	6,978.36	5,328.77	6,941.42	5,284.84	6,594.26	4,999.96	6,512.15	4,883.03	
	新富町	4,612.36	3,646.01	4,424.97	3,466.00	4,159.42	3,187.41	4,089.97	3,080.70	
	西米良村	221.09	221.09	241.22	241.22	226.89	226.89	207.69	207.69	
	木城町	1,221.53	1,041.84	1,163.58	987.78	1,116.50	939.06	1,085.51	907.15	
	川南町	3,595.89	2,669.09	3,629.64	2,686.91	3,564.75	2,631.87	3,441.18	2,544.36	
	都農町	2,232.49	1,835.99	2,285.28	1,845.61	2,227.26	1,776.51	2,216.20	1,754.51	
	合 計	24,225.04	19,070.66	24,078.58	18,711.10	23,033.28	17,705.59	22,458.67	17,148.38	
1人当たりの年間ごみ量(kg)		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
		総ごみ量	生活系ごみ	総ごみ量	生活系ごみ	総ごみ量	生活系ごみ	総ごみ量	生活系ごみ	
		高鍋町	271.10	215.00	276.31	215.30	267.34	205.00	257.95	198.27
		西都市	248.23	189.50	248.98	189.90	240.33	182.20	240.42	180.27
		新富町	280.13	221.40	270.87	212.60	258.08	197.80	257.55	194.00
		西米良村	224.46	224.46	249.19	249.19	246.09	245.09	233.36	233.36
		木城町	254.01	216.60	245.79	208.90	240.52	202.30	240.26	200.78
		川南町	239.69	177.90	245.74	182.10	243.64	179.90	240.84	178.08
		都農町	229.21	188.50	235.39	190.30	232.56	185.50	234.10	185.33
		平均	249.55	204.77	253.18	206.90	246.94	199.68	243.50	195.73

(7) 資源化量及びリサイクル率の市町村比較

リサイクル率は、当該年度に排出された資源物の量を、当該年度に搬入されたごみの総量で除して求めています。各自治体の資源化率は、排出された資源物全体量を搬入されたごみ量で按分して求めています。

西都児湯管内市町村の資源化量及びリサイクル率は、表4-24のとおりで、この表から高鍋町のリサイクル率は、西都児湯管内市町村の中でも低い状況となっていることがわかります。

今後は、可燃ごみ等で排出されている資源ごみを、適正に分別して資源ごみとして排出されるよう啓発していく必要があります。

表4-24 資源化量及びリサイクル率の市町村比較

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	ごみ量 (単位:t)	資源化率 (単位:t)	リサイクル率 (%)	ごみ量 (単位:t)	資源化率 (単位:t)	リサイクル率 (%)	ごみ量 (単位:t)	資源化率 (単位:t)	リサイクル率 (%)
西都市	6,941.42	994.71	14.33	6,594.26	933.65	14.16	6,512.15	864,197	13.27
高鍋町	5,392.47	641.70	11.90	5,144.20	611.63	11.89	4,905.97	516,438	10.53
新富町	4,424.97	449.13	10.15	4,159.42	406.05	9.76	4,089.97	377,098	9.22
西米良村	241.22	49.59	20.56	226.89	48.24	21.26	207.69	41,618	20.04
木城町	1,163.58	166.39	14.30	1,116.50	149.64	13.40	1,085.51	134,530	12.39
川南町	3,629.64	557.88	15.37	3,564.75	524.75	14.72	3,441.18	439,851	12.78
都農町	2,285.28	321.77	14.08	2,227.26	297.02	13.34	2,216.20	282,586	12.75
合計/平均	24,078.58	3,181.17	14.38	23,033.28	2,970.98	14.08	22,458.67	2,656,318	13.00

(8) ごみ排出量の達成度

令和3年3月に策定した高鍋町一般廃棄物処理計画（ごみ処理基本計画）において、令和6年度におけるごみ排出量等の数値目標の達成度は、表4-25 のとおりです。

一般廃棄物総排出量は令和3年度比 730 トン（13.0%減）、目標数値の 281 トン（5%減）を超える減量となりましたが、一人1日当たりのごみ排出量は令和3年度比 38.3 グラムにとどまり達成できませんでした。

表4-25 ごみ排出量等の目標達成度

	令和3年度 (実測値)	令和6年度 (実測値)	令和12年度	
			目標	目標値
①一般廃棄物総排出量 (t)	5,636	4,906	令和6年度比 5%削減	4,661
②最終処分量 (t)	655	623	-	-
③リサイクル率 (%)	10.97	10.53	13%達成	13.00
④1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日)	745.0	706.7	令和6年度比 40 g 削減	666.7

※② 最終処分量 (t) については、埋め立て処分の実績がないため達成度の表記を行っていません。

※③ リサイクル率は、ごみとしてごみ処理施設に搬入したごみ量から求めた数値で表記。

3. 一般廃棄物（ごみ）管理運搬及び処理経費の現状

（1）一般廃棄物（ごみ）処理・処分経費の決算状況

本町の令和2年度以降の一般廃棄物に係る経費は、表4-26のとおりです。

歳出のごみ処理費（組合負担金）には、施設建設の公債費が含まれ、公債費を含む負担金の算定には、人口やごみ量が大きく影響してきます。

過去5年間のごみ処理費（組合負担金）は増減を繰り返しています。これは、負担金の算定基礎となるごみ量の増減が、負担金の額に反映してきます。

ごみの収集運搬については、毎年微増しています。

歳入については、平成17年度から町指定ごみ袋によるごみの有料化を導入しており、ごみ処理手数料は増加しています。

粗大ごみについても平成21年10月より有料化を導入しており、近年粗大ごみの搬入件数の増加に伴い、粗大ごみ処理手数料も増加しています。

し尿処理手数料については、合併処理浄化槽の設置世帯や、下水道繋ぎごみが増加する中、年々、減少傾向にあります。

今後、ごみ処理に係る経費を軽減していくためにも、ごみ処理手数料を検討しながらごみの減量化を推進していく必要があります。

表4-26 一般廃棄物処理経費及び財源（単位：千円）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考	
歳出	ごみ	収集運搬委託	47,451	47,541	47,540	48,792	54,410	家庭系一般廃棄物 粗大ごみ管理運搬
		町指定ごみ袋販売委託	6,512	6,871	6,780	6,376	6,524	
		町指定ごみ袋製造委託	6,549	5,384	15,484	8,439	9,413	
		処理費（組合負担金）	182,742	146,542	171,010	181,288	185,176	西都児湯クリーンセンター エコクリーンプラザみやざき
歳入	し尿	収集運搬委託	27,397	27,363	25,912	25,926	26,036	手数料徴収委託含む
		処理費（組合負担金）	90,060	90,060	85,260	85,260	87,420	
	計	360,711	323,761	351,986	356,081	368,979		
歳入	特定財源	許可手数料	40	65	40	75	35	一般廃棄物収集運搬業許可
		ごみ処理手数料	35,468	37,525	36,938	34,749	34,481	ごみ袋販売
			2,030	1,873	1,822	1,820	1,731	粗大ごみ
	し尿処理手数料	21,364	21,323	19,372	19,652	18,744		
	一般財源	301,899	262,975	293,814	299,965	313,988		
	計	360,801	323,761	351,986	356,261	368,979		

(2) ごみ処理の有料化について

平成17年度から西都児湯クリーンセンターが稼働したことにより、西都児湯管内市町村のごみ分別方法及び町指定ごみ袋の色・形が統一され、現在のごみ処理体制がスタートしました。

これを機に本町においては、町が製造した指定ごみ袋を販売する方法で、ごみ処理手数料(表4-27)を徴収することとしました。

また、平成21年10月には粗大ごみに対しても有料化を導入し、ごみ処理手数料(表4-28)を重さに応じて徴収しています。

ごみの有料化は、ごみの減量化やごみ処理費用に対する負担の公平化を図るとともに、ごみに対する関心や意識を高め、町民一人ひとりが自ら排出するごみに責任を持つ社会の実現を目指しています。

し尿に関しては、汲み取りに係る手数料を徴収しています。

また、工事現場等に設置する簡易トイレの汲み取りに対し、臨時汲み取り手数料を設け徴収しています。(表4-29)

表4-27 指定ごみ袋の規格及び手数料の額（別途消費税加算）

規格	種類	手数料 (円/10枚入)
大袋 (600×400×200×100×0.04)	燃やせるごみ（青文字）	286円
	燃やせないごみ（赤文字）	
	資源ごみ（黄文字）	
	プラスチック製容器包装類（緑文字）	
小袋 (450×320×130×80×0.04)	燃やせるごみ（青文字）	172円
	燃やせないごみ（赤文字）	
	資源ごみ（黄文字）	
	プラスチック製容器包装類（緑文字）	
極小袋 (370×260×120×70×0.04)	燃やせないごみ（赤文字）	143円

表4-28 粗大ごみに係る手数料（別途消費税加算）

重さ	手数料
10kg以下のとき	96円
10kg超え 20kg以下	191円
20kg超え 30kg以下	286円
30kg超え 40kg以下	381円
40kg超え 50kg以下	477円
50kg超え 100kg以下	953円
100kgを超えるとき	953円に100kgを超える50kg(50kg未満端数があるときは50kgとみなす)あたり477円を加算した額

表4-29 し尿汲取りに係る手数料（別途消費税加算）

		手数料
通 常		10ℓ（10ℓ未満の端数があるときは10ℓとみなす）あたり74円を加算した額
臨 時	200ℓ以下	2,500円
	200ℓ超	2,500円に200ℓを超える汲取り量の10ℓ（10ℓ未満の端数があるときは10ℓとみなす）あたり74円を加算した額

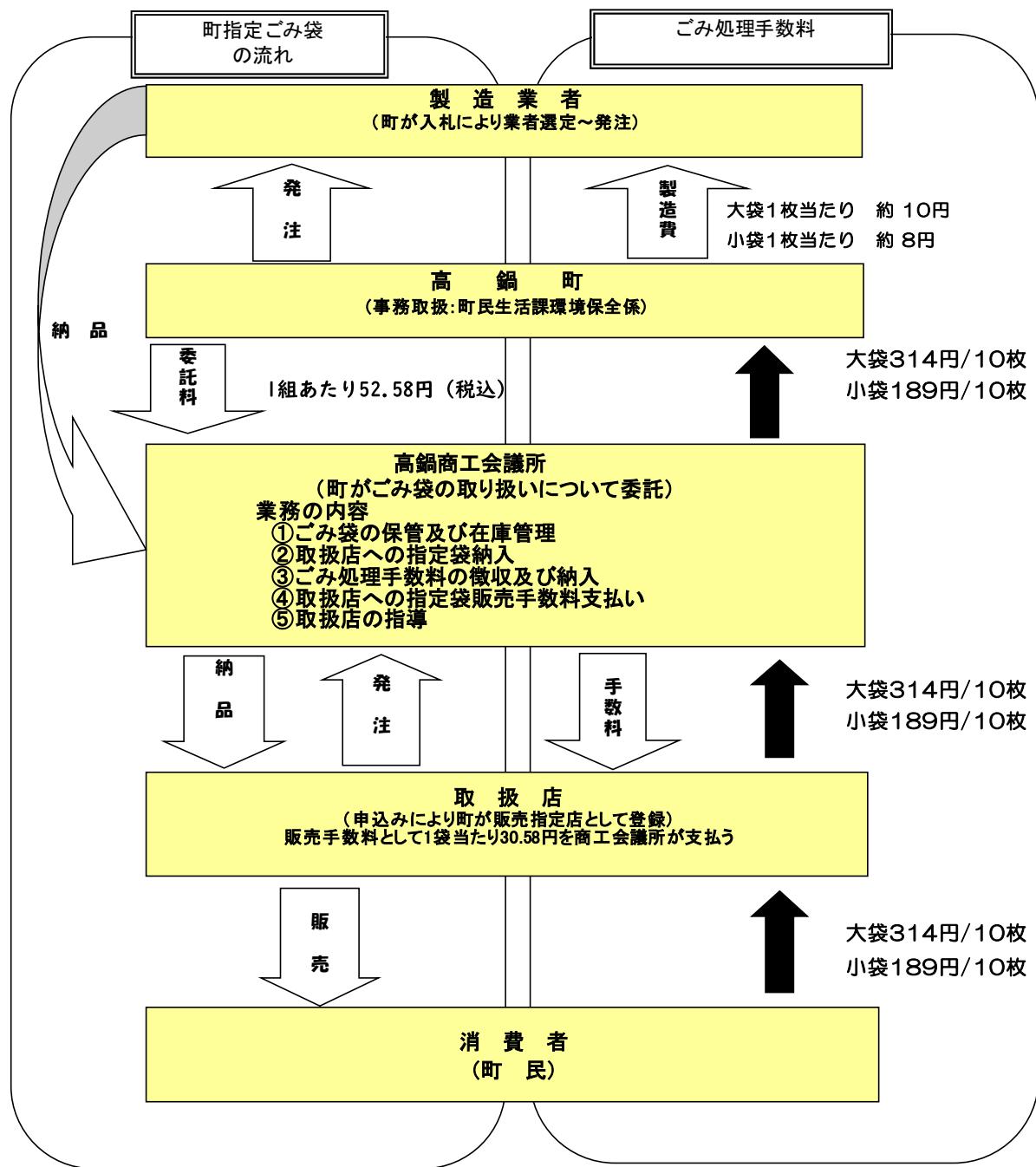


図4-6 町指定ごみ袋流通及びごみ処理手数料の流れ

第5章 ごみ処理の課題

平成17年4月に「西都児湯クリーンセンター」、同年11月に「エコクリーンプラザみやざき」がそれぞれ稼働したことにより、廃棄物のリサイクルの推進及び循環型社会形成に向け前進することができました。しかし、ごみ処理に係る費用は本町の財政にとって大きな負担となっています。

今後、更に循環型社会に向けた本町の廃棄物行政を継続的に推進し、ごみ処理に係る費用負担等の軽減を図るため、当面する基本的課題を以下のとおり整理しました。

1. ごみの排出抑制・減量化について

●町民・事業者・行政のそれぞれが、ごみ減量のために果たすべき自らの役割を自覚し、実践していく体制づくり

ごみの減量や環境保全に対する町民や事業者の意識は、かなり高まっています。

次の段階として、町民・事業者・行政が、どのようにすればごみの減量に効果があるのかといった生活や事業活動の具体的な方法とその効果について情報交換を行い、また行政から、ごみ処理の実態を正しく伝えながら、それぞれのごみ減量に果たす役割を自覚し、実践していく必要があります。

●家庭ごみの発生抑制の推進

①家庭ごみ有料化によるごみ減量効果の維持

平成17年4月から町指定ごみ袋によるごみ有料化を導入したことにより、高鍋町内から排出されるごみ量は、年々減少傾向にあります。

令和6年度の家庭から排出されたごみ量は、3,771トンで令和元年度のごみ量(4,238トン)と比べ467トン(約11%)の家庭ごみ量削減となっています。

粗大ごみについても、排出抑制を図るため平成21年10月より有料化を導入しています。

今後も、ごみ減量の啓発に努め、町民への意識づけを粘り強く行っていく必要があります。

②発生抑制が進む社会経済システム形成の誘導

平成17年4月からの新しいごみ収集体制により、資源ごみの分別収集が一定の効果を上げている状況の中で、さらにごみの減量を行うためには、使い捨て製品や容器包装を多用する消費生活を見直し、発生抑制を進める必要があります。

●事業所ごみの発生抑制、資源化の推進

事業系一般廃棄物については、家庭系一般廃棄物と同様に、分別の徹底及び減量・再資源化を図り、事業者が自ら運搬・処分するほか、自ら運搬・処分できない場合には、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託し運搬・処分する体制を確立していく必要があります。

平成21年4月から、役場の廃棄物を事業系一廃廢棄物として一廃廢棄物収集運搬許可業者に委託して運搬・処分しております。これに合わせ、国や県の出先機関等に適正処

理を依頼しています。

また、飲食店等の個人経営の事業所についても更なる指導・啓発に努めていきます。

2. 効率的な収集運搬体制の実施について

●家庭ごみの効率的な収集運搬

平成17年4月からの新しいごみ処理体制により分別区分が8分別に増え、収集運搬に要する人員・車両台数も増加しました。

また、新築アパートの増加や分別の細分化に伴うごみ集積所増設により、収集箇所数も年々増加しており、効率的な収集運搬ができるような集積所収集の推進が必要となっています。

今後、町民サービスを維持しつつ、収集対象物に応じた収集頻度や収集車1台当たりの収集エリア・ルート等、ごみ収集体制を総合的に見直し、経済的且つ効率的な収集を行っていく必要があります。

●粗大ごみの収集運搬

粗大ごみについては、平成17年5月から排出者の個人持込による拠点回収を開始しました。

当初は直営で実施し、搬入場所を役場車庫とし運搬のみを一部委託していましたが、同年11月より、搬入受入から処理施設運搬までの全てを委託に切り替えました。

高齢者世帯や運搬手段がない家庭からは、個別収集の要望、持込みができる世帯でも月2回の回収は少ない、曜日が合わないなど、町民の声は様々で今後は、粗大ごみの収集方法について検討していく必要があります。

●乾電池の回収方法

乾電池の回収については、自治公民館ごとに集積場所を決めていただき、その場所に回収ボックスを設置し、回収ボックスが満杯になったときに、廃棄物担当職員が隨時回収を行なっています。公民館がある地区については、ほとんどの地区が公民館を集積場所としていますが、公民館まで遠い世帯においては、地区からの要請により道路脇等に集積場所を確保しているところもあり、また、役場入口の回収ボックス及び環境保全係窓口においても回収しています。

令和元年度より、小型充電式電池の廃棄が増加し、適正に処分されていないことが原因で中間処理施設の破碎機内においての出火が多数確認されています。不適正な排出による事故を防ぐためにも協力店回収、拠点回収推進への協力・啓発に取組んでいく必要があります。

●蛍光管の収集方法

平成17年度から西都児湯環境整備事務組合が業者に委託し、蛍光管のリサイクルを開始しました。蛍光管をリサイクルするためには、蛍光管を割らずに西都児湯クリーンセンターに搬入する必要があります。

本町では、粗大ごみ回収の際割らずに直接搬入（袋に入らない長さの蛍光管）していただく方法と、燃やせないごみとして町指定ごみ袋（赤袋）に入れて排出していただく方法をとっています。現在の方法では、長い蛍光管も割って燃やせないごみで排出する

傾向があるため、今後、蛍光管のリサイクル率向上を図るための収集方法（拠点回収等）を検討していく必要があります。

3. 廃棄物の適正処理について

● 分別収集の徹底について

平成17年4月から西都児湯地区一斉に新たなごみの分別方法による収集が開始しました。分別の細分化・収集基準の厳しさ等により、収集されずに残ったごみの後処理については、地域の方々にお願いしているのが現状です。

分別収集は、円滑なごみ処理かつリサイクルを推進していくために不可欠であり、分別方法が理解できない高齢者、分別に無関心な住民に対し分別収集についての理解を得られる対策を検討していく必要があります。

● 家電リサイクル法対象製品の処理について

平成13年度から家電リサイクル法が本格施行され、家電4品目（テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機）については、製造業者等（家電メーカー）にリサイクルを義務付けることにより廃棄物の減量と資源の有効な利用が図られています。施行当初より町では家電4品目の収集を行わず、排出者（消費者）が直接小売店に有料で引き渡す体制で実施してきましたが、当初は消費者がリサイクル費用を負担するため、不適正排出や不法投棄が見受けられました。

このような状況を踏まえ、粗大ごみの収集運搬・有料化の検討に併せ、家電4品目の収集運搬・処理体制について、今後も高鍋町ホームページや環境広報等にて啓発して周知徹底を継続して行っていく必要があります。

● 不法投棄対策について

不法投棄は、海岸線や山沿いなど人目につかない場所で多発しており、空き地等の私有地、公園・道路などでもごみのポイ捨てがあり、対策を求められています。

不法投棄が多発する路線・場所については、パトロールを実施するとともに不法投棄防止看板を設置するなど対策を講じていますが、なかなか結果に表れない状況です。

今後も、不法投棄が犯罪であることを町民に啓発し、また、私有地や道路、公園等の占有者又は管理者が責任を持って、不法投棄をされないための対策を講じるよう理解を求めていく必要があります。

● 野外焼却対策について

近年、ごみ焼却の煙やにおいによる苦情は減少傾向にあります。

廃棄物の焼却については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の規定により一部の例外を除いて禁止となっています。焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却は、同法施行令第14で次のとおり規定されています。

焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条）

- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
例：河川敷の草焼き
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
例：災害時における木くず等の焼却
- ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
例：火祭り、どんど焼き等の地域行事における焼却
- ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
例：刈り草、稻わら、剪定枝等の焼却
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
例：暖をとるためのたき火やキャンプファイヤー等の木くずの焼却
庭の落ち葉や庭木の剪定枝の軽微な焼却

この中に、『たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの』とあり、軽微なたき火については、法律に違反するものではないと解釈できます。

しかし、住宅地で行われるものについては、煙やにおいが近所の迷惑となり苦情のほとんどが、住宅地での焼却によるものです。

ごみの焼却は、ダイオキシンの発出につながるほか、火災の原因や隣近所への迷惑行為となるので、例外となっている廃棄物の焼却についても、焼却以外に適切な処理ができる場合は安易に焼却せず、生活環境を第一に考えるよう町民に対し効果的な啓発を行う必要があります。

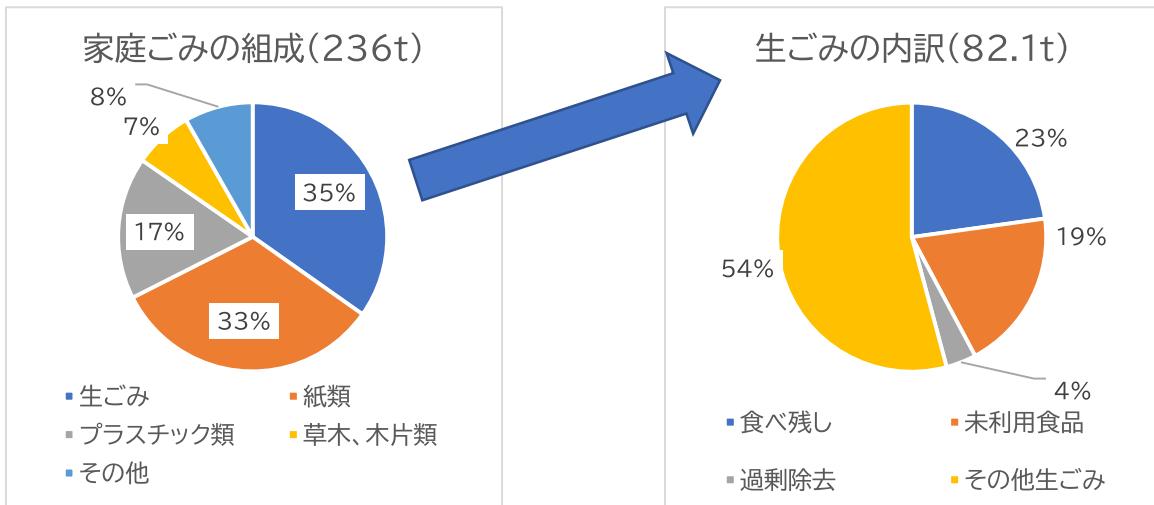
4. 食品ロスの取り組みについて

「食品ロス」とは、食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

日本では、年間約2,231トンの食品廃棄物が発生していますが、このうち472万トンが食品ロスと推計されています。（農林水産省・環境省「令和4年度統計」）

食品ロス472万トンのうち、236万トンは一般家庭からのものです。

内訳として、作りすぎなどによる食べ残しや冷蔵庫に入れられたまま期限切れとなつた食品皮の厚むきなど、調理時の過剰除去等が考えられます。



食品ロスを減らすためには、一人ひとりが「もったいない」の心を持って、食べ物を最後まで美味しいいただくことが大切です。

第6章 人口・ごみ排出量の将来予測

1. 人口の将来予測

表6-1 人口の将来予測結果（単位：人）

項目\年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
①行政区域内人口	18,976	18,771	18,566	18,361	18,156	17,951
②計画処理区域内人口	18,976	18,771	18,566	18,361	18,156	17,951
③計画収集人口	18,976	18,771	18,566	18,361	18,156	17,951
④自家処理人口	—	—	—	—	—	—

① 行政区域内人口

令和3年度から令和7年度までの過去5年間の人口実績を用いて、コーホート要因法により予想しました。

※コーホート要因法…各年齢階層別男女別人口を、地域の人口の将来自然増減要因（出生・死亡）と将来社会増減要因（転入・転出）とに分けて推計する方法。

② 計画処理区域内人口

町内全域を処理区域としているため、計画区域内人口は①行政区域内人口と同値とします。

③ 計画収集人口

計画収集人口は、計画処理区域内人口より、ごみの自家処理人口を差し引いて求めるものとします。

④ 自家処理人口

町内全域を対象に収集を行っており、今後も収集区域を変更する予定はないため、自家処理人口は考慮しないものとします。

2. ごみ排出量の将来予測

ごみ排出量の予測は、基本的に過去の実績を用いて行います。

本計画におけるごみ排出量の将来予測については、令和2年度から令和6年度の1人1日あたりのごみ排出量(g/人・日)の平均に将来予測人口を乗じて得た額とします。

ごみ排出量の予測結果は表6-2のとおりです。

表6-2 ごみ排出量の予測結果

項目	単位	年 度					
		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
将来予測人口	人	18,976	18,771	18,566	18,361	18,156	17,951
家庭系ごみ（町収集）	可燃ごみ	kg/人・日	165.0	165.0	165.0	165.0	165.0
		t/年	3,130.1	3,096.3	3,062.5	3,028.6	2,994.8
	不燃ごみ	kg/人・日	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
		t/年	51.0	50.5	49.9	49.4	48.8
	粗大ごみ	kg/人・日	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4
		t/年	140.0	138.5	137.0	135.5	134.0
	金属類	kg/人・日	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7
		t/年	69.6	68.9	68.1	67.4	66.6
	びん・缶	kg/人・日	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
		t/年	64.3	63.6	62.9	62.2	61.5
事業系ごみ（直接搬入）	ペットボトル	kg/人・日	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
		t/年	64.5	63.8	63.1	62.4	61.7
	衣類	kg/人・日	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
		t/年	65.3	64.6	63.9	63.2	62.5
	プラスチック製容器包装類	kg/人・日	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
		t/年	115.8	114.5	113.3	112.0	110.8
	古紙類	kg/人・日	11.6	11.6	11.6	11.6	11.6
		t/年	219.9	217.6	215.2	212.8	210.4
	蛍光管	kg/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		t/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年間ごみ排出量	乾電池	kg/人・日	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		t/年	4.4	4.3	4.3	4.2	4.1
	合 計	t/年	3,925.0	3,882.6	3,840.2	3,797.8	3,755.4
	可燃ごみ	kg/人・日	59.7	59.7	59.7	59.7	59.7
		t/年	1,132.9	1,120.6	1,108.4	1,096.2	1,083.9
	不燃ごみ	kg/人・日	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		t/年	3.8	3.8	3.7	3.7	3.6
	粗大ごみ	kg/人・日	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
		t/年	4.9	4.9	4.8	4.8	4.7
	金属類	kg/人・日	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
年間ごみ排出量		t/年	15.4	15.2	15.0	14.9	14.7
	びん・缶	kg/人・日	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		t/年	0.38	0.38	0.37	0.37	0.36
	ペットボトル	kg/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		t/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	衣類	kg/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		t/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	プラスチック製容器包装類	kg/人・日	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
		t/年	0.95	0.94	0.93	0.92	0.91
	古紙類	kg/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年間ごみ排出量		t/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	蛍光管	kg/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		t/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	乾電池	kg/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		t/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	合 計	t/年	1,158.3	1,145.8	1,133.3	1,120.8	1,108.2
	年間ごみ排出量	t	5,083.3	5,028.4	4,973.5	4,918.5	4,863.6
							4,808.7

3. ごみ排出量の数値目標

循環型社会を目指すため、次のとおり重点目標を掲げ、ごみの減量化及びリサイクルを推進していきます。

ごみ排出量等の数値等は表6-3のとおりです。

重点目標：令和12年度までに

※リサイクル率12%達成

※1人1日当たりのごみ排出量を40g削減

⇒一般廃棄物総排出量を、令和6年度と比べて5%削減（245t削減）

令和6年度総ごみ排出量：4,906.97t

令和12年度予想ごみ排出量：4,863t（44t削減）

表6-3 ごみ排出量の数値目標

項目 年 度	令和元年度 (実績値)	令和6年度 (実績値)	令和12年度	
	目標	数 値		
①一般廃棄物（ごみ）総排出量（t）	5,884.2	4,906.0	令和6年度比5%削減	4,661
②リサイクル率（%）	10.6	10.5	13%達成	13%
③1人1年当たりのごみ排出量（kg）	291.5	267.3	令和6年度比15kg削減	252
④1人1日当たりのごみ排出量（g）	754.9	706.7	令和6年度比40g削減	666.7

【表6-3注釈】

- ◇「①一般廃棄物（ごみ）総排出量」は、町内の家庭・事業所等から排出されるすべての一般廃棄物（可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ・蛍光管・乾電池）のうち、町関与分の排出量です。
- ◇「②リサイクル率」は、資源物として西都児湯クリーンセンターから排出された資源物の量を「①一般廃棄物（ごみ）総排出量」から除して求めた率になります。
- ◇「③1人1年当たりのごみ排出量」及び「④1人1日当たりのごみ排出量」は、「①一般廃棄物（ごみ）総排出量」から算出しています。

第7章 施策の展開

本計画の基本方針に基づき、「第5章 ごみ処理の課題」解決に向けた基本施策は以下のとおりです。

1. ごみの排出抑制対策・再生利用等の推進

(1) 町民・事業者・行政の役割分担

ごみの排出抑制のためには、町民・事業者・行政がそれぞれの立場で工夫し、ごみを発生させないことを心がけることが大切です。

そのためには、それぞれの役割を明確にする必要があります。その取り組みの具体的な内容例は表7-1のとおりです。

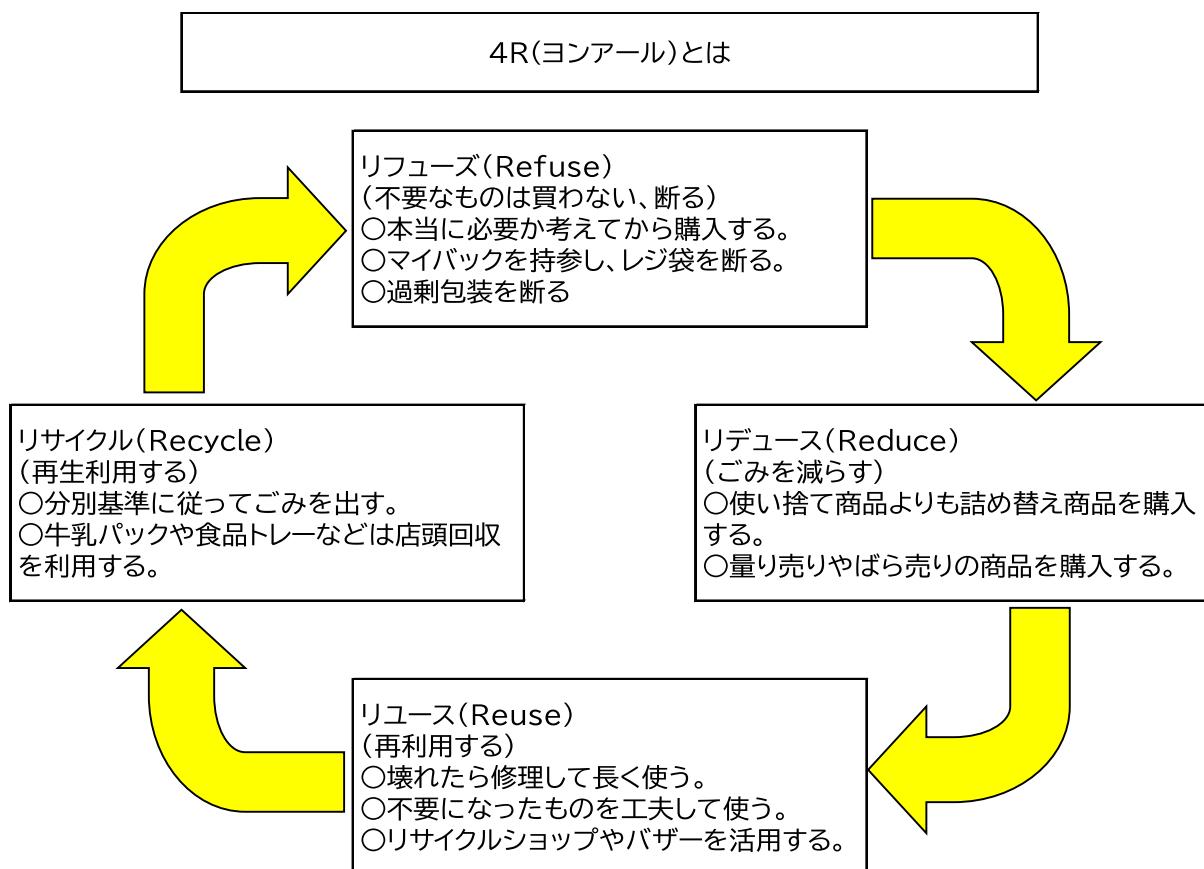
表7-1 町民・事業者・行政が取り組むごみ減量の具体的な内容例

主 体	取り組み内容
町 民	○買い物にはマイバックを持参
	○詰め替え製品の優先的な購入
	○再生製品などの優先的購入（グリーン購入）
	○長く愛用できるものを購入
	○必要なものを必要な個数だけ購入
	○環境に配慮している販売店で購入
	○使用頻度の低いものはレンタル又はリースサービスを利用
	○買い換えの前に修理サービスを利用
	○リサイクルショップやフリーマーケットの利用
	○子ども会、町内会、PTAなどによる集団回収等への参加
	○販売店による店頭回収や資源回収への協力
	○環境教育・環境学習や環境保全のための活動への積極的な参加・協力
事業者	○ペーパーレス化及び古紙回収の推進
	○業務用生ごみ処理機の導入等による食品リサイクルの取り組み
	○廃棄物の減量及び再利用に関する計画の作成
	○グリーン購入の推進
	○使い捨て製品の製造販売や過剰包装の見直し、簡易包装の推進、レジ袋の削減
	○詰め替え製品や再生製品の製造販売
	○使用済み製品の下取り又は引取り、リサイクル等の推進
	○店頭回収や資源回収の実施

	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者に対する情報提供 ○販売店における環境配慮型製品の品揃え、展示の工夫
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ○市民に対するごみ処理現状の周知 ○市民及び事業者に対する4Rに関する普及啓発 ○市民に対するごみ減量化及び啓発等に関する出前講座 ○市民に対するごみ分別指導 ○多量排出事業所に対する減量化等の指導 ○事業系ごみ処理ガイドブックの作成・配布 ○フリーマーケット、環境配慮型製品などの情報提供 ○事業者としての環境マネジメントシステムの構築、グリーン購入などの率先実行 ○西都児湯クリーンセンターでの展開検査の実施

① 4R運動の普及啓発

町民や事業者に、ごみの発生抑制や再生利用を推進する4Rの意義を必要性について理解してもらい、町民や事業者の自主的な取り組みを促すため、広報紙等により4Rに関する情報を提供し、普及啓発を図ります。



② 環境教育・環境学習の充実

ごみ処理を含めた環境全般について、町民や事業者が学ぶ機会を幅広く設け、関心を深めてもらうように働きかけていきます。特に、子どもたちに対しては、学校と連携して、身近なごみ問題に対する意識啓発を行っていきます。また、社会人に対しても環境学習の場を提供していきます。

また、町民に対し、ごみ処理施設「西都児湯クリーンセンター」及び「エコクリーンプラザみやざき」の施設見学会など実際ごみを処理する現場を見学する機会を提供することにより、分別収集の意義やごみ処理の現状への理解を深めていきます。

③ 西都児湯クリーンセンター「プラザ施設」機能の充実

プラザ施設は、「環境問題を学び、体験し、リサイクルの大切さを実感できる施設」として整備されています。この目的を十分に發揮し、西都児湯の市町村民が集える場とするため、管内市町村で協力して「プラザ施設」の機能充実を図るよう努めています。

(2) 家庭系ごみの減量対策

① 生ごみの減量化

家庭における生ごみの減量化を推進するため、今後も広報誌等での啓発を行っていく必要があります。

② 容器包装廃棄物のリサイクル推進

プラスチック製容器包装については、見分ける判断が難しいことや排出基準が厳しいこともあります。安易に燃やせるごみとしての排出される現状が見られ、更に、資源ごみとして排出されるびんや金属類も燃やせるごみとして排出されている現状が見られます。

今後も、分別方法や収集について広く啓発を行い住民の意識付けを図る必要があります。

③ 家庭での食品ロス対策の取組として

食品ロスを減らすためにできることは、食べものを「買いすぎない」「作りすぎない」「食べきる」工夫をしましょう。

【買い物の工夫】

- ・冷蔵庫や食品庫にある食材を確認してから買い物に行きましょう。
- ・必要な分だけ購入しましょう。
- ・買い物をする際は、棚の奥から商品を取らず手前から取りましょう。

【調理、食事の際の工夫】

- ・料理は食べきれる量を考えて作り、食べる人に合わせて調整しましょう。
- ・食材は最後まで使い切りましょう。残った皮も使い方次第で料理の一品になります。
- ・一度に食べきれない野菜は、冷凍、乾燥など下処理して小分け保存して食材を長持ちさせる工夫をしましょう。

【外食、宴会時の工夫】

- ・食欲に合わせて、食べきれる量の料理を注文しましょう。

※食べものを作る生産者・製造者への感謝や食べものを無駄にしないという気持ちを持ちましょう。

(3) 事業系ごみの減量対策

① 事業者に対する資源物の分別の徹底

事業者に対してごみの分別を徹底するとともに、事業系ごみは事業者の責任において処理する体制を確立するため、事業所ごみの処理方法や収集運搬業者・リサイクル事業者等を示す冊子の作成・配布を進めるなど事業者に情報提供を行うとともに、適正処理の徹底について指導を強化します。

② 食品関連事業者の生ごみリサイクルの促進

可燃ごみに占める割合の多い生ごみの減量化を図るため、食品ロス削減の取組や食品残差をリサイクルする取り組みを促します。

・飲食店等における食品ロスの削減に向けて、「食べきり」運動や食べ残した食品を自己責任の範囲で持ち帰る「持ち帰り」運動の呼びかけや宴会等での「残さず食べよう 30・10運動」について、広報等を通じて周知・推進していきます。

(4) リサイクルや適正処理のための民間資源化施設の活用

ごみの中間処理施設から排出される焼却灰や不燃残渣などについて、民間資源化施設における処理を検討します。

① 焼却灰のリサイクル

エコクリーンプラザみやざきから排出される焼却灰について、セメント減量化などによるリサイクルを推進します。

② 地域の環境関連産業と連携したリサイクルの推進

新しいリサイクル技術を持つ環境関連産業と連携して、リサイクルを推進します。

2. 効率的な収集運搬体制の実施

(1) 収集の効率化

① 集積所収集の推進

効率的で経済的な収集運搬体制を構築するため、既存収集所の集約と集積所の見直しを行い、町内全域での効率的な収集方法や集積所収集を推進します。

② 地域との協力体制の強化

集積所収集を推進するためには、自治公民館と連携した取り組みが必要であることから、公民館長を通じて現状を把握し、地域との協力体制を強化します。

以上のことから、次のような項目を主眼において施策を検討していきます。

※検討する具体的な事項※

○容器包装リサイクル法に対応した体制の構築

○住民・事業者に対するごみ分別及び減量化の周知徹底及び協力の呼びかけ

○収集品目及び区分の変更

○ごみ排出量に応じた収集頻度の見直し

○効率的な収集方法（収集ルート・エリア）の検討

○集積場所の多い地域と少ない地区での集積所の在り方と収集体制の効率化の検討

○今後、増加すると思われる高齢者等のごみ出し支援の再検討

③ 粗大ごみ収集運搬体制の見直し

粗大ごみは、現在月2回の拠点回収を実施しています。しかし、高齢者世帯の増加、運搬車両の問題等から個別収集の要望や回収頻度・回収曜日に対して、町民のニーズは高まっており、今後、粗大ごみの収集方法についての検討をしていきます。

④ コスト意識をもったごみ処理の効率化

現行のごみ処理コストについて分析・検証を行うことにより、ごみ処理の効率化を図ります。また、ごみ処理手数料の改正についても検討していきます。

3. 廃棄物の適正処理について

(1) 分別収集の徹底

分別収集は、円滑なごみ処理及びリサイクルを推進するため必要不可欠であり、今後とも周知・徹底を図っていきます。

ごみ収集の際、収集せずに残すごみについては、収集できない理由を記した紙を貼り付け排出者に分別の間違を理解していただくよう努めています。

また、分別方法を理解できない方については、個別に指導を行うとともに、地域の方々の協力をいただきながら理解していただくよう努めています。

(2) 不法投棄対策

職員によるパトロールに加え、県が配置している不法投棄監視員や警察等と連携して、不法投棄の未然防止や早期発見に努め、原因者の判明した不法投棄には指導の徹底を行います。

また、広報紙や立て看板等による啓発を行います。

(3) 野外焼却対策

ごみの焼却はダイオキシンの排出につながり、また、火災の危険や近所に迷惑をかける場合があるので、安易に焼却せず、生活環境の保全を第一に考えていただくよう、町民・事業所に対し啓発を行います。